

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 18.1 定 )			
日 時	平成 18 年 3 月 9 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、北野副委員長、森井・菊地・小林・横田・成田・ 佐々木 ( 茂 ) ・佐々木 ( 勝 ) ・松本・秋山・佐藤 各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、佐々木勝利委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が小林委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、古沢委員が菊地委員に、高橋委員が秋山委員に、斉藤陽一良委員が佐藤委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

-----  
松本委員

道立小児総合保健センターの跡利用について

ほかの各自治体間の枠を超えて、広域行政という観点から、最近の近隣市町村自治体の動きの中から、小樽市に関連してくるような事案ということで何点か伺いをしようと思ったのですが、今日は総括でなくて、所管が違うこともありますので、それぞれの所管でまたこの広域行政からということで質問させていただきますので、今日はこの中で1点だけ、企画政策室がありますので、企画政策室にお伺いをいたしますけれども、平成19年秋には、道立小児総合保健センターが移転をすると、その跡地をどうするかということで、企画政策室でも小樽市として説明をするというよりは、地域の方々の意見・要望を聞くという形でいろいろ動いていました。そんな中で、去る2月14日、北海道のホームページに、北海道立総合保健センターの移転後の施設の利用意向のある方へのお知らせということで、募集が突然始まりましたので、そのことについてどのような指導をしているのか。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

ただいまの御質問でございますけれども、銭函でございます道立小児総合保健センターの跡地利用についてのごとでございます。今、委員のお話にありましたホームページでございますけれども、小児総合保健センター跡地活用のお知らせということで、2月14日に北海道のホームページを立ち上げました。ホームページの管理先は、道の保健福祉部障害者保健福祉課の道立施設グループというところが管理してございまして、跡利用の要望とか意向がある場合については、そのホームページを通して申し出てくれというものでございます。内容的には、現在、国とか道とか市町村で議論をしてきたけれども、民間事業者等のニーズも踏まえることということで、そういう内容のホームページを今掲載している最中でございます。

松本委員

道としての動きとしては、このホームページだけですか。そして、今20日ぐらい経過しましたけれども、道にはどのような問い合わせがあるのか、それを伺います。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

今朝、午前中にお伺いをしたのですが、今のところ問い合わせはゼロ件です。反応が非常に鈍いということ、北海道の方では言っておりました。土地の面積自体が4万4,000平方メートルという膨大な土地になっておりますので、なかなか民間事業者といっても、すぐさまその計画を立てられるというものではないというふうには私も判断しておりますけれども、いずれにいたしましても、北海道としては、できるだけその跡利用を民間の方々にお勧めしたいという意向があるようでございます。

松本委員

4万4,000平方メートルという非常に大きなところで、ホームページだけで広報しているという形ですから、そんなにあるとは思いませんけれども、けれども聞いてみたいという人もいることです。

それで、平成10年に耐震工事を施工しているということとか、放射線機器や医療ガス配管など、病院特有の施設もあり、医療や福祉関係での利活用を優先したいというようなことで、現状のままでの譲渡を想定しているということだそうですが、運用病床が105床ということで、医療関係にはいいのかと思うのですが、小樽病院の動きなんかもやはり考えながら、こちらの方も検討しなければならないのかなと思いますけれども、小樽市としてはこれに対して、このホームページに対しては積極的に関与しているのか、あるいは傍観しているのか、どのような態度でいますか。

(総務) 企画政策室東田主幹

先ほどの一つ質問に対する答弁漏れがございまして、ホームページだけかという質問の部分でございますけれども、まず、北海道といたしましては、全道にある保健福祉事務所、それからもう一つは、道内の社会福祉協議会の方には書面でニーズ把握というのをしている最中でございます。

今、後段の方の御質問の小樽市のアクションの問題ですが、この間、私ども小樽市としては、北海道が設置しております跡利用に関する連絡会議というのには参画させていただいて、先ほど委員のお話もございました銭函地域の皆様からいただいた御意見、御要望等を直接伝えさせていただいた経過がございます。そういうことから、それらを踏まえた上で、今回のホームページへの掲載並びに保健福祉事務所、それから社会福祉協議会への呼びかけという形になって、福祉若しくは医療系での使い勝手があったら、ぜひとも手を挙げてくれという話になっていると、そういうことでございます。市としては、現在、ホームページ上で広報されております北海道の動きを見ながら、今後の対応を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

松本委員

地域としても非常に関心の高い案件でございますので、今後ともいろいろな広報をこういうことがあるのだよということのお知らせぐらいは市からもしていただきたいということをお願いします。

学校評議員について

次に、学校評議員ですが、学校評議員が二、三校のモデルから始まりまして、今、もう全市で行われており、全校で評議員がおられるということだそうですが、ある評議員の方に聞いたら、学校評議員とは何をすると聞いたら、いや、学校に物申しているのだと、そういうことなのですが、どうもなかなかその動きが見えてこないのですが、学校評議員は何をして、何をするのかというマニュアルとか、そういうのはあるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

学校評議員は、平成16年7月1日から正式に運用をいたしまして、今年で大体2年目に入っております。主な役割と申しますのは、校長の諮問に応じて、例えば学校の基本的な目標とか、それから学校評価に関する事とか、それから地域との連携協力と申しましょうか、それから学校教育課程の問題、それから生徒の指導、それから進路指導とか、そういった子供たちにかかわることについて、校長がそれぞれの評議員に対して意見を求めるといいますか、諮問をして、それを校長が自分の学校経営に生かしていくという制度でございます。

松本委員

そういうことになりますと、学校独自でやっているということになるのかと思いますけれども、教育委員会として、年4回ぐらい会議を開くのではないかと思いますけれども、会議録が教育委員会に上がってくるとか、どのような会議にどのような議題で評議員が活躍をしているのかということ、一々教育委員会では把握はできないということですか。

(教育)学校教育課長

学校評議員は、学校管理規則の中に位置づけをしてございまして、その中で教育委員会が任命をしているということでございます。学校が独自でやっているということではございませんけれども、例えば会議議題とか、校長が諮問した部分については、その都度ということではございませんけれども、大体半年に1回ですけれども、私どもの方で学校でこういった取組をして、どういう議題を上げてしているのかということについて、それぞれ調査をしてございます。ですから、17年は今途中でございますけれども、3月で終わりましたら、何回ぐらい活動をして、こういった議題でどういう話し合いをしたのかということについて、項目について求めてございますので、今、委員がおっしゃったように、大体平均で2回から3回、多いところでは6回ぐらいそういった話し合いが持たれているようでございますので、また、その結果が来次第、我々もそれを参考にしながら、次年度に結びつけていきたいと思っています。

松本委員

学校の大きい、小さいもあるかと思えますけれども、3名のところもあれば、2名のところもある。あるいは、かなり熱心に活動なさっているところもあれば、評議員の学校間格差というのか、これが見受けられるのでないかと思うのですけれども、その点ではどうですか。

(教育)学校教育課長

この規則の中で、評議員は5名以内という形で今まで設定してございますので、地域によっては3名という学校もございましてけれども、3名から5名の間という形で、ほとんど5名が多いかと思えます。今、その学校間格差というお話でございましたけれども、16年から始まって今2年目ということで、今、緒についたばかりと思っておりますけれども、次年度は私どもの方も評議員に対してブロック別と申しますが、例えばある地区で横の連携と申しましょうか、そういったことをやはり大事にしていかなければならないというようなことで、研修会みたいなことを計画してございます。それは、あおばとプランと申しますが、その中にも我々がそういったことについては記載をしてございますので、そういった中で格差と申しましょうか、評議員に対しての研修を行っていきたく思っております。

松本委員

評議員同士の横の連絡というのが全然ない。だから、よその評議員は何をやっているのかわからないというようなことがありましたので、ある地域で4校が集まって横の連絡会議を開いたところがあるのですけれども、全市的にはどういったようなことがありますか。

(教育)学校教育課長

全市的には、そういった動きというのは今のところ私の方では確認はしてございませんけれども、今、委員がおっしゃったところについては確認してございますけれども、それ以外はたぶん単独でやられていると思ってございます。

松本委員

いろいろ評議員同士での研さんも必要でないかなと思うのですけれども、評議員の研修会とか、そういうことをやろうというお考えはありますか。

(教育)学校教育課長

先ほども申し上げましたけれども、17年度、その結果いろいろこういったことを諮問したかということについて報告を求めましたので、それを基にブロック会議と申しましょうか、各地区地区でそれぞれ中央地区とか、それから例えば蘭島と銭函地区という形の中で、PTAのブロック別に分けた形の中で、そういった研修会を催してみたいと考えてございます。

松本委員

小中学校のインターネット利用について

1年に一遍ぐらしか評議員会には会議録というようなものがどうも上がっていないようなのかというふうに思いますが、そういうことであれば、評議員会でどういうことが議題になっているのかとか、例えばこの間、私、ある学校が非常に荒れているということで質問をいたしましたけれども、そういうのが評議員会で果たして取り上げられているのかいないのかというのなかなかわからないのですけれども、一つここでパソコンのことで伺いますが、これが評議員会で上がって議題になっているのかわからないのかというのは、年度が過ぎないとわからないのかなと思いますけれども、パソコンが小学校341台、中学校が453台で、約800台あります。その800台の中で、インターネットがもうほとんど接続していると。それで、その通信費、それは使い放題ということなので、自由に使えるわけですが、例えば不正アクセスとか、有料サイトに繋がったりするという部分もなきにしもあらずなのですけれども、これの予防策というのはどのようにやっていますか。

(教育)総務管理課長

各学校のまずインターネットのシステムですけれども、各学校からのインターネット利用につきましては、稲穂小学校にサーバーがございまして、このサーバーからNTT東日本のフレッツ光からアクセスを介して接続し、そのセンター経由でインターネットプロバイダに接続する方式をとっております。そしてなおかつ、こういうふうに集中管理をしながら、そういう有料といいますか、アダルトサイトなど、そういうところにつながらないように、またフィルタリングを行っているところでございます。

松本委員

つながらないようにやっているようなのですけれども、詳しい子供がいたり、何かあちこちいじっているうちにつながったというようなことがあって、そして7万円か8万円かの有料サイトの請求が来た学校があるような話も聞こえるのですけれども、そういう点はどうですか。

(教育)総務管理課長

そういうように、まず、そういうフィルタリングは行っておりますけれども、これはウイルスと同じように、そういう方々といいますか、そういう業者といいますか、それもそういうつながりようでいろいろな工夫をしまして、我々としてはイタチごっこのような状態で、どうしても漏れて、誤ってつながるという事例はございますし、最近そのようなところでつながってしまったということで、画面に高額な請求が出てきたと。では、どうしたらいいかという事例は出ました。それでまず、そういうようなことにつきまして、うちの方としましても報告を受けましたので、生活安全課の方に問い合わせしたところ、そういうものについては無視するよというございまして、現在、それは無視しておりますし、今のところは請求が来ておりません。

松本委員

それを払ったということはないのですね。ところが、映ったのはアダルトらしいので、子供がそれを見ていたのではないかなというようなこともありますので、非常に教育的観点からは憂慮すべきことだと思いますので、そういうこともひとつないように、厳しく運営をしていっていただきたいと思いますが、どうですか。

(教育)指導室長

松本委員が御指摘のとおり、やはり機器の進化、また、子供たちの能力も非常に高まってございまして、先生の上をいくという場合も、事実やはり特にこの情報機器の分野ではありがちでございます。そんなことから、まず、教員の指導力の向上ということでは、研修の中でも情報モラルや特に今御指摘のアダルトサイトにかかわっても、こういうものであるという、実際にアクセスするというわけではなくて、シミュレーションのようなソフトみたいなものも置きまして、そういう中での経験・体験等も積んでいただくような工夫もしてございしますが、先ほど申し上げましたやはり子供たちの力というものでしょうか、そういうものが進んでございまして、指導の方では私ど

も教員の指導力の向上とともに、子供への指導ということで出前講座を設けてございまして、直接、教育委員会の職員が、子供たちにこういうインターネットのところではこんなところがちょっと大変なのだとか、こういうふうにやると大丈夫だという形での指導をする機会を設けてございまして、学校の求めに応じて伺ったところございまして、来年度もその機会を充実させていきたいと思っておりますし、注意・啓発という形では、今後も保護者の皆さんにもしてまいりたいと思っております。

松本委員

私が聞いたのは、小学生なのです。小学生がここをこういうふうにしてこうやればこういうふうにつながるよということでやったようなので、教員も児童によく習って、それでそういうことのないようにひとつよろしく願います。

佐々木(茂)委員

特別会計と企業会計の繰出金について

まず、特別会計及び企業会計の繰出金は、前年度と対比して減少しております。特別会計のうち、国保、住宅、それから企業会計の病院、下水道のいわゆる前年度より減少している主なこの原因についてお願いします。

( 財政 ) 財政課長

国民健康保険事業に対する繰出金は、一つには交付税で措置されている財政安定化支援事業分と給付費に連動する国や道の補助金をもらっている部分を出しているわけですが、交付税の見合いの分が17年度の決算見込みで合わせて7,000万円減少しております。それと給付費の減等に伴う分で約2,800万円減少して、トータルで18年度は17年度に比べて9,800万円ほどの減になっております。

次、住宅事業特別会計ですが、一番大きな要因としては、公的資金借換債を導入したことによって、約1億500万円の減少。それから、もともと住宅事業特別会計は、公債費が減少傾向にあるということでございまして、その分で8,000万円の減少をしております。このほかに、増の要素としては、家賃対策補助金が一般財源化されたことによって、7,200万円ほどの減、これを合わせまして、対前年度で1億4,700万円ほどの減少となっております。

病院事業会計でございますが、病院事業の収支不足の分と交付税措置分ということで繰出しをしておりますが、交付税措置分はほとんど変わっておりません。収支不足の分と言いますと、これは収入の見方と支出の見方はいろいろあるのですが、一つには職員給与費が17年度は5パーセントカットだったものが7パーセントカットになり、この2パーセントが増えて、これは大体1億円ぐらいあるのかなと思います。そのほかには、第二病院の給食委託を進めたということで、この分の調理員が一般会計の方に異動しておりますので、その差額の分。そういうところがあります。

下水道事業会計につきましては、下水道事業債、従前は下水道事業に不良債務が生じないように、実際には16年度で4億円の不良債務が生じるような予算を組んでいたのですが、規模的に17年度は単年度分としては不良債務が生じないようなつくりをしておりました。ところが、この繰出金の考え方が大きく18年度変わりました。今まではルール以外に収支不足という形で今まで繰り出していたのですが、今度はルールとして、交付税措置相当分で汚水の分の収支不足についても、一定程度繰り出すことができるようになりました。そして、それを越える分、これは交付税も減るのですが、その分については下水道事業会計みずからが特例債という形、特別措置分の起債を導入できることになりまして、この分が5億6,300万円。一般会計からもらっていた分を下水道がみずから資金調達する、そういうような形になりました。そのほかに資本金で平準化債の導入、そういうのを合わせまして4億4,500万円繰出金が減って、トータル特別会計と企業会計の繰出金は10億3,400万円ほど減っていった形になっております。

佐々木(茂)委員

繰上償還について

次に、繰上償還については、これは財政投融资改革の総点検フォローアップの中にあると思うのですが、繰上償還についての基本的な考え方、それから保証金の支払を前提とした償還のルール、例外的な措置、それから本市においても今年の8月に約8億円の官から民ということで借換えというふうなことを予定されているようでございますので、その辺について説明をお願いいたします。

(財政)財政課長

市長答弁でもその話というのはしておりますが、政府資金については、今、委員がおっしゃるとおり、財政投融资資金の考え方として、従前から地方は高い利息のものを借りかえさせてくれと言っていたものが、なかなか政府がうんと言わなかった。これを財政投融资資金は、政府の考え方としては利ざやをとらずに財政投融资全体での収支を賄うような資金をつくってきた。要は、非常に簡単に申しますと、郵便貯金を高金利で10年定期にしたものを、10年定期の利息を賄えるように地方自治体なり、財政投融资機関に貸していたということです。これを仮に繰上償還を認めてしまうと、郵便貯金を10年定期の利息をどこかから持ち出さないと払えないと、そういう考えに基づいて、基本的には繰上償還を認めないというのが長年の考え方としてありました。ところが、金融システム全体の改革の中で、財投を見直す中で、一定のルールを決めれば返せるようになった。ただし、今回のように繰上償還したときには、政府が予定していた利息は保証金としてもらいましょう。それから払うべき利息を全部払ったら、返してもいいですと、そういう意味になりました。

これに対して、地方としてはなかなか保証金を払ってまた払ったりというわけですから、新たな利息が発生するわけで、なかなか踏み込めなかったのですが、13年度には地方公共団体に今のような保証金の支払部分ができて、地方債も借りかえることができる。そして、17年度からは、この地方債を借りかえるときに保証金が生じたら、その保証金も借金を認めましょうというルールになって、地方公共団体は導入づくりをやる。小樽市も18年度予算はやむなく導入するようになった、そういうことでございます。

佐々木(茂)委員

借換え制度について

次に、借換え制度の概要、一般財源ベース、借換え前と借換え後、効果額、どのようになるのか。

(財政)財政課長

今回の18年度の予算では、借換えのために一般会計では4本の起債を立て、5億5,190万円を借りかえました。住宅事業特別会計は、3本の起債を2億7,140万円借りかえました。これを借りかえることによって、18年度単年度では、両方合わせて3億3,500万円ほどの効果額。公債費の支出に特定財源として借換債を入れることによって効果を上げることができるようになりました。この効果は来年、再来年の償還額についても、借換え後の起債で、3年間の据置期間ということもあって、3年間終わって7億円ほどの財政効果を生むということです。

佐々木(茂)委員

資本費平準化債について

それから、港湾整備事業における資本費の平準化債について、施設の概要で起債も対象になるというふうな形ですが、この背景等についてお聞かせください。

(財政)財政課長

資本費平準化債という言葉は、下水道事業ではよく使われておりました。下水道事業の管路なりそういうものの耐用年数は40年から50年と長いのに比べて、起債は最長でも30年です。それではその10年分を料金で回収するとき非常に高い料金になってしまって、世代間の不公平があるのではないかとということで導入されるようになって、18年度からは港湾整備事業債についても、それが認められるようになりました。なぜかといいますと、港湾整備の

港湾の施設というものは、非常に耐用年数が長くて、50年なりです。それに対して起債はどのように借りているかというと、政府資金では20年、公庫資金では18年で借りている。50年もつものを20年間で支払をしてしまう。これ自体も、いわゆる直接一般市民から料金をもらうものではありませんが、結局30年早く返していく分というのは、港湾に船が入ったりして受ける使用料でまだ足りないわけですから、一般の市民の税金で補てんしないと返せないわけです。それでは、50年使えるものを20年間の人だけで償還していいのかという考え方がありまして、これがその耐用年数を限度に資本費平準化債ということで、その年度返すべきお金に対して特定財源を入れられるものだと、そういうものでございます。

佐々木(茂)委員

起債の借り増し、特定目的資金、行政財産の目的外使用について

あと3点ほど財政再建プランの中から簡単にお伺いします。

市債の借り増しというところで、起債充当率の引上げ、それからその他財源対策等の特定目的資金の基金からの借入れ、歳入増の取組の中で、行政財産目的外の使用料の改定という形がありますが、簡単にこれはどんなことなのか、お聞かせください。

(財政)笠原主幹

まず、起債の借り増しということでございますけれども、これまでも各事業に対して起債等を導入しております。その中には充当率75パーセントとか、そういうものがありますけれども、それをできる限り一般財源の持ち出しをなくするという意味で、可能な限り起債に充てていきたいということで、一般財源を縮減したいというのが取組の一つです。

あと、行政財産の目的外使用の関係は、実は昨年、17年から使用料等の改正などを行った経過の中に、全道平均なりにいろいろ各種使用料等については改定をさせていただいたと。その検討経過の中で、行政財産の目的外使用についても、他都市と比較して、それをどの程度までやれるかどうかも含めてですけれども、他都市並みにそういうものを見直していこうということを今やっております。前回の使用料改定の際にも、検討いたしましたけれども、実務的には今考えている部分では、実施計画の中にも記載してございますが、平成18年度以降については、まず、自動販売機等を行政財産の目的外使用で許可を与える場合について、施設の面積、その施設の規格、それと土地の価格等、そういうものからかなり複雑な計算をしてこなければならぬ、そういうこともありまして、札幌市なんかでも導入はしているのですが、自動販売機については定額でその導入ができないとか、そういう部分で今回見直しを考えているものでございます。

あと、特定目的資金の関係、基金からの借入れ等ということでございますけれども、本市で30の基金がございます。その中には、代表質問等でも市長からお答えしておりますけれども、金融機関に預託してその利息の運用にとどめているものもありますし、それ以外に18億等ありますから、それらを効果的に借りるなど、本年の場合は社会福祉事業基金の借入れを行っておりますけれども、こういうような形で民間の金融機関に預けて運用しているものもありますので、そういう部分を一般会計が借り入れて運用していくと、そのようなことで、18年度についてはそのようなことを考えております。

成田委員

消防団について

小樽市の財政の問題で皆さんが苦勞しているのがわかりますけれども、財政がひっ迫している中で小樽市の消防団も大変な苦勞をしている部分があるのではないかと思います。小樽市の消防団の現在の定員数がどのぐらいになっていて、男性団員、女性団員は現在どのぐらいの数ですか。



(消防)村岡主幹

消防団員の条例定数、現在数のお尋ねでございますが、消防団員の条例定数は現在606名、3月1日現在の団員総数は492名となっております。このうち、男性消防団員が428名、女性消防団員が64名となっております。

成田委員

やはり、100名近く減員している。どのような形で募集活動をしているのか。昨年は、郵便局とか、公務員の方に入団を促進している、要請しているという動きがあったのですが、小樽市内ではどのぐらいの数が入団されているか、公務員の方で入団されている方、どれぐらいありますか。

(消防)村岡主幹

消防団員総数492名のうち、現在、公務員、公社職員、合計9名でございます。

成田委員

市職員も含めて9名ですか。

(消防)村岡主幹

市職員も含めて9名でございます。そのほかに、市議会議員4名もいらっしゃいます。

成田委員

また、新年度からになると思うのですが、大学生も入団してもいい、全国でそういう動きがあるように聞いているのですが、大学生を入団させたときに、入団のときはいいのですが、卒業したときの就職活動に何かメリットというか、大学生に特典を与えるようなそういうシステムがあるのかどうか、この辺はどのような状態になっているか。

(消防)村岡主幹

大学生の消防団員の入団の働きかけ、また、学生側のメリットについてのお尋ねでございますけれども、消防団員の高齢化によりまして、社会人の入団促進とともに、当本部におきましては、大学生の消防団への参加促進の取組を進めております。大学生は在学期間が2年から4年と短く、消防団員としては継続的な力となりにくい面がございます。しかし、短い期間でありまして、大学生が消防団活動に参加して、消防や地域防災に関心を持つことは、卒業後各地に就職した際、消防団活動や自主防災活動などに参加し、地域防災の担い手となることが期待されております。また、学生側のメリットでございますけれども、学生の就職活動等におきましては、在学中の消防団活動が社会参加の活動として就職活動に有利に働くものと考えてございます。

なお、当本部におきましては、現在、小樽短期大学に働きかけまして、入団勧誘に向け作業を進めているところでございます。新年度に入りましてからは、小樽商科大学、北海道薬科大学、職業能力開発大学校に働きかけ、新入学生に対し説明の場を設けていただき、入団促進を図りたいと考えております。

成田委員

やはりこれは消防団活動の中でも大事なことだと思うのですが、学生、この若い人たちを消防団の中に入れて、規律の中で地域に貢献してもらおうという形、これから次世代をつくっていくために、やはり必要な部分の一部かな、そのように思われますし、フリーターとかニートとか就職のできない子供たちがかなりいる中で、地域に貢献する、そういう形をとった子供たちを、消防長なり消防団長なりの名前で推薦状を出して、会社に貢献できるような、地域社会に貢献できる人というのは会社においても貢献できると思うのです。そういう面から見ても、推薦を出すという形のもので大学生の入団を促進させて、なお卒業時にはこういう推薦状をもらえる、今までそういう事例というのはなかったと思うのですが、そういう形で進めてもらえるような促進方法というのがあると思うのですが、どうでしょうか。

(消防)村岡主幹

大学生の入団、若しくは退団後の対応につきましては、まだ入団活動そのものが今年度4月以降開催のものです

から、この入団後の活動、また、退団時の対応については、これから考えてまいりたいと考えております。

消防本部次長

先ほど消防長あるいは消防団長の推薦状というお話があったのですが、推薦状というのはなかなか対応が難しいと考えておりますが、ただ、今まではそれぞれの各会社とかそういったところには、消防団の活動の状況について、なるべく時間なりが割かれる部分もあるものですから、そういった点については今までもお願いしてきた経過がございます。

成田委員

それから、小樽市の職員が 9 名消防団員として活躍していると聞きました。これからも公務員が消防団として、それぞれの地域で、地域防災に対して万が一のときは市の職員は率先して活動しなければならない部分だと思えますけれども、地域の中で密着した活動、これはやはり地域貢献と、地域と小樽市の職員とのつながりというのは深いものになっていかなければならないと思うのですけれども、これからの消防団の中で、小樽市の職員が活動される場面というのが増えると思うのですけれども、入団促進を図れるような、そういう市長名で出せるとか、また、消防長名で市の職員に働きかけるとか、そういうような動きというのは進められるのでしょうか。

消防長

今お話がありました市職員として消防団に非常にかかわって参加されるかというお話ですけれども、消防団に限らず、市職員としては、やはり地域社会とのかかわりというのはより積極的に参加するということが大事なことだと思います。まして市職員につきましては、ふだんでも業務上地域防災とか地域のことについてかなり知識もございまして、ノウハウもあるというようなことも他の人々から比べるとあろうかと思えます。そういう意味では、勤務時間外にあっても、町内活動というようなことも含めて、市の職員が個人参加の社会に貢献するということが大事なことだと思います。そういう意味では、今後も既に何人かの職員が消防団に入っておりますけれども、さらに現役の市の職員あるいは退職された O B の方も含めて、そういう消防団の地域防災組織とか、そういうような活動に参加していただくような形で、私どもの方としましても職員に周知をし、お願いをしていきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移ります。

秋山委員

登下校時の児童・生徒の安全確保について

登校・下校時における児童・生徒の安全確保に関して、私の方は 1 点お伺いいたします。

平成 17 年 12 月 6 日付けで、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ青少年局長の連名で、各都道府県知事や教育委員会、教育長あてに登下校時における児童・生徒の安全確保について、これは庁達というのが、通達というのかわかりませんが、省達があったそうです。また、同じ日付で警察庁の方からも、各都道府県、警察の長あてと、各省内各局課長、各附属機関の長、各地方機関の長に対して、「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底」についてという庁達が出ているようです。そして、それを受けて国では 20 日、犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議が行われまして、その会議の中で救急対策 6 項目というものが出されたそうですが、この国の関連の対策に対して予算づけもされているということなのですが、この件に対しては承知されていますでしょうか。

（教育）学校教育課長

今、お話のありました国の方で出されている緊急対策 6 項目については、私どもの方で承知してございます。これに基づきまして、これが来たのは 12 月末ぐらいになりますけれども、私どもでは小学校、中学校の校長会の役員

の方を招集いたしましたして、こういった項目、通知が出てきておりますので、それに向けてこの項目を 1 件 1 件説明しながら、児童・生徒の登下校の安全について、今まで私どもの方で小学校、中学校にお願いしています又は指導している事柄につきまして、きちんとやっていただきたいという話をさせていただきます。その中で、防犯教室の部分とか、それから各地域との連携、当然大事なことでございますので、そういったことについて強くお願いをしているところでございます。

秋山委員

今、答弁をいただきましたが、国も、言えば徹底されるのかなという感じで出したのかなというような安易な部分も感じましたけれども、今年の 3 月中にそれぞれの例えば防犯教室の開催なども徹底するよというふうな市町村、県達を出しているようですが、今までの本会議、また、昨日までの予算特別委員会の中でのやりとりを聞いておりますと、今もお話があったように、この小樽市では防犯教室の取組を行いたいというような内容の答弁をされておりますが、この件に関してももう少し具体的に中身を教えてください。

(教育) 学校教育課長

昨日の委員会の中でお話しいたしましたけれども、いろいろな機会といいますが、教室とか、いろいろそういったことも私どもの方でやってございますけれども、自分の身は自分で守ることがやはり一番大事なことでございまして、そういったソフト面、ハード面も当然力を入れてはございますけれども、そういうソフト面の方でそうした力を入れていってやっていきたいと思っております。

具体的な内容と申しますと、要するに子供が不審者とかに会った場合、相手の距離の問題、それから声の出し方といいますが、防犯ブザーを持っていますけれども、悲鳴を出して周りの大人に知らせる、それから「110番の家」に逃げ込むとか、そういったことを実験的にやはりやっていただきたいと私どもは考えて、そういった指導をしているところでございます。

秋山委員

国でも、各省庁、部局を通じて、できれば今年の 3 月中に開催すべしというものを流しているぐらい、重大な問題ととらえていいと思います。今までのお話を聞いておりますと、このように流しますとか、したいと思いき、こういう内容であれば、具体的なものが何にも見えてこないという部分で、できることならば小樽市教育委員会として、各小中学校に対していつまでに開催をすべしというぐらいなものを出せないのかなと感じておりますが、いかがなものでしょうか。

(教育) 学校教育課長

ちょっと答弁漏れがあり大変申しわけございません。私どもの方で、先ほどその緊急項目が出されたときに、小学校、中学校の校長会で集めたときに、3 月までにやっていただきたいということで指示をさせていただきます。現在、数を申し上げますと、大体 5 割の、小学校が 18 校、中学校が 3 校でございますけれども、21 校の学校において防犯教室を実施していますので、そういった形で今後も進めていきたいと思っております。

秋山委員

堺小学校はおきまして、小学校は 27 校、そのうち 18 校は現在もう済んでいるということ。中学校は 14 校中 3 校ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それも具体的にいつぐらいまでというのは、まだ難しいのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

小学校は 18 校、中学校で 3 校でございます。警察の方にもいろいろお願いをさせていただきます。また警察も手が回らないと申しますか、講師になる方がなかなか忙しくてという話もございまして、数字はございませんけれども、それから、中学校の方は今卒業式がございまして、そういった関係で取組が遅れてございますけれども、そういっ

た条件整備が整い次第、早いうちにこれは開いていきたいと思っています。

秋山委員

関連いたしまして、その 6 項目の中に、全通学路の緊急点検というのがありまして、地元では安全マップの点検という形で行われているのかと思いますが、先ほど言いました小学校 27 校、中学校 14 校、作成されている、ない、予定ありという部分の数字ではとらえられているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

安全マップにつきましては、全校で作成をしているというふうに押さえてございます。

秋山委員

防犯ベルに関して、昨日も出ていたかと思えますけれども、これは登下校時のみ利用できるのでしょうか。それとも、子供が塾に行くとか、友達のところに行くとか、そういうときの利用はどうなのでしょう。

(教育) 学校教育課長

当然貸与してございますので、登下校だけでなく、ふだんのそういった塾といいますか、校外、自分の家から離れるときも、常に携帯していただきたいという指導をしております。

秋山委員

現在まで、このベルが鳴ったという学校はあるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

このベルにつきましては、小樽市が、全道でもたぶん初めてだと思えますけれども、全小学生、中学生に貸与をしています。そういった関係で、マスメディアといいますか、テレビ局とかに取り上げられて、市民の方は小樽の子供は持っているのだということを周知していると思えます。そういったことが一つの抑止力になっているのかなと思えますけれども、現在まで私の方には鳴らしたという事実は、例えば不審者が来てという話、それは確認してございませんけれども、ただ、子供がそれを常に持ち歩いているということの証明に、修理の数が非常に多いのです。それで、一応貸与していますから、修理して、また直して、また渡しているのですけれども、かなりの数が修理に入って行ってございます。それから、そういうことではたぶん持ち歩いて活用されていると思ってございます。

それから、昨年 12 月ですけれども、配ってから大体半年たちましたので、絶えず防犯ブザーの点検とか、それから使用方法については学校側をお願いして、子供にきちんとそういう使い方について指導をしているという形をとってございます。

秋山委員

この防犯ベルに関しては、本当に大事にお守りみたいに使っているのだから、大切にしているのだという思いで見えております。

次に、情報の共有について、かなり細かく徹底はされております。国から都道府県、また、各市町村に対しては、流しやすいかと思えますけれども、小樽市の場合、この学校間、また、父母からは各学校の P T A 役員ぐらいまでは教えてほしいというような声もありますが、どの辺までこの情報の共有というのはなされているのか、お知らせください。

(教育) 学校教育課長

不審者の情報と申しましょうか、それは警察だと思えます。例えば、まず一義的には保護者の方とか、子供が不審者につきまとわれたとか、事故に遭ったとか、警察なり学校に通報します。学校の方から警察の方に、そういった通報が行きますので、警察の方ではそれを見て、教育委員会の方に情報として流していただいています。教育委員会としては、その情報を再度全学校の方にメールをしてございます。学校の方では、それを基に自分たちの学校の子供にホームルームなどの時間、そういった事例について、自分のところに関係ある部分という押さえですけれども、そういった形で連絡をしています。また、学校の方も、学校だよりなど、そういった情報については保

護者の方にそういう形で周知をするというふうにさせているところです。

秋山委員

先ほど各学校に評議員がいるというお話がありました。この地元町会の方には、連携を深めるようにというようなことはお話しされているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

その関係は、学校を通じまして、地元の方の町会、地域との連携というのは当然やってございますので、そういった部分で、例えば朝里で言えば朝里地区少年を守る会とか、町会以外にそういったところとか、それから地域の町会も当然ですけども、そういったところに対して大半の学校はそういった働きかけをしているということになっています。

教育長

小樽市教育委員会が今取り組んでいることについて、知っていただければと思ってお話しさせていただきます。

情報の共有化ということで、昨日の本会議でもいろいろ出ましたが、子どもとしては、まず、小樽市民全体に対して、子供も含めまして意識啓発ということで、盛んにいろいろな文書を出しているのですが、いろいろなたびに文書を出しているものですから、ちょっとマンネリ化傾向にあります。それで、文書を出すのはもちろんこれからも続けていきたいと思うのですが、一昨日、昨日と再度確認しましたら、小学校、中学校の校長、日をかえて呼びまして、意識づけ、意識の啓発だけでなく、防犯の取組を実際母親や父親にお願いすることと、それは学校外です。それから、学校の中から、教師も一緒になって何とか取り組んでほしいという、そういう防犯の取組について少し力を入れてほしいということで、それぞれの学校で取り組んでいると思いますが、全市が一斉になって取組が必要なことではないかという、そういうお願いをしているところでございまして、その結果、情報交流、情報を供すること、さらに情報を共有することによって、また意識啓発につながっていくのではないかなと、今、取組をしているところでございますので、そのところは御理解いただければと思います。

秋山委員

実は、署名を 1 万 430 筆集めまして、教育委員会の方にお持ちしたときに、懇談会をさせていただいた折に、やはり母親の思いというのは、なかなか一人一人のところに徹底されていない、心配だと、それが心配の種というようなこともありました。ただ、私方意識が低かったのかなということの一つ感じた点は、今まで国として各地域で起きてきた事件が、全部小さい子供をねらっていたというので、私方も幼児・児童という目線でしたけれども、その懇談会の折に、小樽市の場合は中学校の女子をねらった不審者の出没が多いのだというお話を伺って、びっくりしたのです。それで、昨日のやりとりの中で、27 件のこの不審者の出没があったということでお話がありましたが、実はある校区の中でやはり不審者が出たということでファクスをいただきまして、ファクスを見てびっくりしたのですけれども、このことによって被害を受けるというか、大変な対応をされているのは、現場の学校関係者だということがよくわかりました。これは、実は 23 日にその事件があって、そのことによって 5 日間、すべてのことがというか、放課後、中学校で方面別に集団下校させて、そして放課後の活動は行わない。そして、それに方向別にきちんと先生が対応されている。これは 1 日でなくて、これをぱっと読んだだけで、5 日間はこのことによって学校の放課後であろうと動きがとまる。この状態を見たときに、大変だと感じました。

今、事件として、実態として出ていないけれども、不審者とはどういう行為ですかとの昨日のやりとりでは、スカートをめくったとか、抱きついたとかという話をしておりましたが、それだけで学校はとまるということと、それを見て大変なことだと感じました。これを学校関係者だけでいいのかなという部分と、あとこれがきちんと犯人が捕まらなると、その動きというのは延々と続くのです。いつも不安。そのことにより不安というのは、教職員だけでなく、関連する父母です。そしてまた、この方は中学校だったのだけれども、これが小学校まで知らせているのだろうかという心配のファクスだったのですけれども、こういう観点から見たときに、やはり未来の小樽の宝

物、この子供たちを育てるために、全庁挙げての取組という対策というのは必要ではないかと感じたのですけれども、この件はどちらに聞いたらよろしいのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

まず、皆さんの働きかけとか、いろいろこの子供の安全に関してで、働きかけをしていただき、大変ありがたいと思っていますし、今後そういった輪を広げていただければ、今、秋山委員がおっしゃったような子供を学校関係者だけでなく、みんなで安全に守っていけるのではないかなと思ってございます。ただ、今、全庁的なというお話をされてはいたけれども、とりあえずそういった不審者があつたりすると、学校なり我々の方で子供に対してのきちんと安全に家までと思っていますので、集団下校とかそういったことをしてございます。少しでも我々も協力、学校関係者だけでなく広めていきたいという思いは持っていますので、前からも何回も話していますけれども、町会の関係とか、そういった方々にも働きかけを当然していただいておりますし、現実にも、警察の方とも話した中では、ワンワンパトロールと申しましょうか、犬を散歩させるときに子供を見てもらうというか、そういった運動自体をやるのではなく、自分で自然のそういった散歩の中でやるか、そういった活動が今されているようなものですから、それは望洋台の方でもそういった活動をしているというふうに聞いていますので、そういったごく自然な活動をやれば長く継続してできるというふうに思っていますので、そのような形で町内会の方にも働きかけは今後もしていきたいと思ってございます。

秋山委員

実態は、お聞きすると朝里の少年を守る会など、この27校と中学校が14校あるのに、小樽全体を見ても、本当に町会挙げて子供を守ろうという動きがあるところは一部分なのです。この校区でも、やはり意識を持った母親が町会にその話を持っていても、なかなか腰が重くて持ち上がらないという実態を見るにつけ、小樽市の問題として取り上げてもらいたいという声が届いておりました。

また、そういう観点から見たときに、これはお金が伴う問題ですけれども、昨日、横田委員からも出ていたことかと思いますが、GPS機能付防犯用携帯電話の導入や貸与等も、小樽市としても考えていかなければならない時代に入っているのかなと感じますが、最後にその件のお答えをいただいて終わります。

教育部長

まず、子供の安全確保、今、いろいろ私どもの取組を話させていただいたところでございます。やはり一番必要なのは、できる限りすき間のない安全対策としていきたいというのが、これが基本だと思います。そういった中で、まずそういう機器類のことも今話させていただきますけれども、地域の方々、大人の方々がそれぞれ子供を見守っていただくということが、そのマンパワーがやはり毎日日常的なことです。この継続性ということを我々地道にさらに働きかけていかなければならない。確かに、現状ではそれぞれ地域によって温度差といいますか、若干あります。いろいろ我々も話をもちかけております。でも、総論としてはいいなあとか、いかんせんだけれども、まだそのパワーが少し我々地域としてできないのではないかという、そういう声をいただいておりますけれども、これはやはり単発に終わるものでありませんし、それからまだまだ深めていくようにしたい、働きかけていきたいという思いはいっぱいでございます。

それで、情報システムの関係でございましてけれども、これは今般も出ておりますけれども、今、市P連の方々、役員の方々のそういう声があります。でも、実際にどのような形で導入できるか、どのような方向で仕掛けをつくっていくか。また、各御家庭、パソコンのある方、ない方、あるいは携帯をお持ちの方、いろいろありますね。そういった方々、もしない場合の対応としても、ですから広い意味で保護者の方の切実な思い、我々に日々伝わってまいりますので、どういったような本当に仕掛けづくりをしていくのか、今、市P連の役員の方々とお話しする中で、各学校のPTAの方々も全校に広めていくような形で私どもは話し合いの場をさらに持っていきたい、こういうふうには思っています。

佐藤委員

小樽市の基本方針について

これは小樽市のホームページなのです。どこにあるかという小樽市の位置も書かれているし、また、市章の由来もありますし、それから小樽市の木とか花とか書かれていますけれども、どうも小樽市というのはどういう都市なのだ、何を目指しているのだ、市民に対してどうなのだということは全く書かれていないのです。

初めに聞きますけれども、小樽市の基本方針というのはあるのですか。

(総務)企画政策室長

こういう形でお答えになるかどうかあれなのですが、小樽市といたしましては、いわゆる中長期的に小樽市の将来像といえますか、目指すべき都市像といえますか、そういった意味では、小樽市の総合計画の中に、計画の理念なり目的なりと一緒に、市の目指すべき方向性という形では示していると考えています。

佐藤委員

なぜホームページに書かれていないかという疑問を一つ聞きたいのだけれども、21世紀プランには市民とともに歩む21世紀プラン、市民とともに歩むという言葉が入っていますし、一応理念のようなものが入っていますけれども、ホームページに返ってこない、21世紀プランだけの話なのか、このときつきたからそれでおしまいなのかという話なのです。どうなのですか。

(総務)企画政策室長

確かに委員が言われたように、小樽市のホームページのトップページを開きますと、そういった部分の記載はございません。ただ、検索していく中では、小樽市の総合計画というページは載せておりますので、その中では御理解いただけるのかなと思いますが、ある意味総合計画というのは、小樽市の中長期的な指針ですから、それをどうというふうに市民の方にお伝えしていくのかという、そういった立場ではホームページのあり方といえますか、そこにどういうふうに掲示をしていくのか、検討が必要なのか、考えていかなければならないと思っております。

佐藤委員

ホームページに限ったことを言っているわけではなくて、勘違いしないでください。小樽市として、市民に対する基本姿勢というのはどういうことですか。

(総務)企画政策室長

小樽市としての市民に対する基本姿勢ということで、将来像ということでは、私どもとしては総合計画に掲げているものが小樽市としての基本的な方向と理解しております。

佐藤委員

部長なり課長なりが一言で語れる言葉でないと、市民には通じない。ちょっと聞かれたら困るでしょう。私も聞いたことないから今聞いているのだけれども、いわゆる小樽市のタイトルマークがないのです、タイトルマークというのが、これが、小樽市というのはどういう市かわからないというのがあるのです。観光なのか、何なのかかわからないということなので、もうちょっときちんと。ここに太田市のホームページがあります。太田市は太田市経営方針というのがある。太田市は、市役所はサービス産業だと方針に出ていますから。経営方針で収支を合わせるということで、市民中心になっているのですけれども、こういうものが小樽市には全くないのです。例えば、小樽市のモットーあるいは市民に対する基本姿勢、こういうことを一言で言える、また課、係、係員のところまできちんとだれでも言えるような、こういうものをつくるということは考えておりませんか。

(総務)企画政策室長

実は委員がおっしゃる意味で、小樽市の総合的といえますか、全体的なものとして、どういうふうなものが理念的なものを持つのかということでは、正直言いまして、私の知っている段階では部ぐらいで協議したことはない

思います。ただ、例えば、今回も出していますけれども、観光基本計画とか、あるいは街なか活性化計画とか、それぞれの分野では、小樽市の目指すべき方向というものを位置づけ、それを集約したものとして、一つの総合計画という表し方をしているというふうには考えておりますけれども、もっと他の方向性というよりも、基本理念的なものというふうに言われれば、ちょっとそういう視点からの検討というのはしてきていないのかなというふうには感じております。

佐藤委員

本当は市長がいると市長にお話をしたいのですが、総務部長に聞くけれども、モットー的なもの、もっとわかりやすい小樽を一言で表すようなことをつくっていくように。特に市民と市役所の関係において、わかりやすい言葉で小樽市のいわゆる玄関の入り口に飾ってある、あるいは市民の窓口のところには飾ってある、小樽市はこういう理念で、こういう言葉で一言で表したものを市民にサービスしていく、市の職員がこういう気持ちでやっているというものをつくっていく必要がもうそろそろあるのではないかと思うけれども、いかがですか。

総務部長

自治体が経営方針といいますが、物の考え方は、総合計画の中で10か年単位で、構想をつくっていくという基本的なスタンスが御存じのとおりだと思いますので。ただ、一言で言って、このまちというのは、どういうまちづくり方針を持っているのかという、そのことはキャッチコピーに言うべきことなのかですね。基本的に、木で言えば、幹で言えば太いところの基本があって、それを簡略化して一つの職員末端まで、私どもとしてはこの木を育てるための基本はここにあって、その枝葉の部分として市としての政策があってという、こういう意味でおっしゃるということであれば、これから総合計画をつくる中でわかりやすい進むべき道という意味での一つの将来都市像というか、目指すべきまちの方向というのを職員なり市民に対してきちんと周知できるようなことについて、内部を含めているいろいろな形で議論はしてみたいと思っています。

佐藤委員

また、今、正直、市民の中でモットーとなっているのは、お金のないまち小樽と、これがもうしみついているから、除雪車が来ないと、お金がないからでしょうとかという話になってしまうので、もっと明るい、いわゆる展望を持ったようなキャッチコピーというのが必要なのかなと。どんな産業でも、どんな商業でも、キャッチコピーというのは一言で持っているのです。だから、「意見が合うのはコカ・コーラだけ」とか、昔あったのだけれども、小樽市も意見が合わないかもしれないけれども、何かをやはり持っていただきたい、そうまず要望いたします。

バランスシートについて

次、バランスシートの問題ですけれども、今回代表質問で取り上げましたけれども、正直言ってなかなか難しいみたいです。それで、総体のバランスシートはなかなかできないとしたら、いわゆる個々にバランスシートができないのか。特に、コストをきちんとわかりやすくする、だれが見てもコストがわかるようなバランスシートはできないものかとお聞きしたいのですが、いかがですか。

( 財政 ) 財政課長

市長答弁でも、政策の伝達とか、政策の運営には、バランスシートとかコスト計算が大切だということは申し述べております。今まで、なぜそういうものが表に現れてきていない、特に小樽市の場合なのですが。私は、コストを計算するときに、いろいろな方向があると思います。例えば企業会計であれば、企業会計的にももとの考え方が、経費、会計の考え方がそうになっていますから、コストを計算したり、そういうことに向いています。ただ、一般会計の場合は、例えば施設をつくったら、その施設の減価償却で考えると、起債の元利償還で考えると、また、人件費は小樽市の場合は職員給与費として一つにくくっていますが、ではその人件費をどういうふうにか、平均で考えるのか、今実際にいる人間で考えるのか、その辺が非常に研究が遅れている、これは認めなければならぬことだと思います。



今回の財政再建推進プランの中でも、次の料金改定に当たっては、コストなどの原価計算を考えることをうたっていますが、やはり今、委員がおっしゃるように、それぞれの施策のコストはどういう観点でどうやって分析すべきかということは、これから研究しなければならない。雑ぱくに内部資料的にはいろいろやっちはいるのですが、それを皆さんにもお示しできるような形というのは提示しなければならないと思っています。

佐藤委員

手近なところから手がけていけないのかな。例えば、市民会館とか、産業会館とか、マリンホールとか、独立した会館などは比較的やりやすいという感じがするのですけれども。市民会館なんか見ますと、今年は予算で約 1 億円ぐらいついていますか。売上げは幾ら。ここに市民会館来ていますか。

（「来ていない」と呼ぶ者あり）

今日は来ていないね。では、中身で言いますけれども、16年度決算で6,000万円ぐらいの売上げというか、歳入なのです。1億円の予算に対して6,000万円と、4,000万円そこでもう赤字なのです。そして、いわゆる会館使用料は二千二、三百万円なのです。こういうことを考えていったら、市民会館一つで4,000万円の赤字になってしまうと、こういう話になるわけでしょう。マリンホールはもうちょっといいと思うのですけれども。こうなったら、市民会館をどうするのかということを考えなければいけない。4,000万円を埋めるためには、例えば職員を減らすのか、あるいは職員を減らせなかったら、収入を増やすのかということを考えていかなければいけない。非常にそういう意味では、では条例で決まっている使用料というのは本当にいいのかどうかという問題とか、あるいはもっと日常的に使わせられないのかということを含めて、この辺から問題意識が出てくるのです。ですから、バランスシート、どちらかという、このコスト面を洗い出していくことによって、もっともっと私は小樽市というのは経費削減できるのではないかと思うのですが、いかがですか。

（財政）財政課長

まさに、今、委員おっしゃるとおり、市民会館の直接的な経費で4,000万円の費用が負担になっていると。これに、18年度で人件費5人分と考えたときに、プラス3,700万円、7,700万円をかけているわけですが、本当にそれがいわゆる税金で賄うべきものなのか。本当は使用料で負担すべきものなのか。それから先ほども言いましたが、施設のありようという、施設を建ててその償還の部分はだれに求めるのか、それから例えば今5人で3,700万円といった人件費がこのやり方しかないのか、一般の職員平均でいくと700万円から760万円の金がかかるわけですから、それでしかやれないのか、民間に委託してはできないのか、そういうことは本当に今おっしゃるとおり分析をいろいろな形でやりながら、きちんと判断していく、それは必要だと思います。

佐藤委員

そういうことをきちんとやっていかない限り、例えば財政部長とかが各部からいくら上げれという話になってきたと、それだけで済ましていってはいけないと思うのです。その辺のことも含めて、一つ一つ見直していかなければいけないということが私は大事だと思うので、その中で、例えば今回の代表質問で言いましたけれども、NPO法人の立ち上げとか、NPO法人にいわゆるそういう会館使用なんかは任せるとか、そういうことも含めて、NPO法人という物の考え方はいかがですか。

財政部長

今の一つ前の質問ですけれども、私どもは17年度から使用料の改定、20年ぶりにやったときも、各施設ごとの単純に入りと出を全部出して、一応分析した経過はあるのです。でも、圧倒的にこれはもう出の方が多くて、それで道内の類似都市並みのせめて平均値ぐらいにはさせていただこうかということをやっても、さらに全然届かないということです。それで、そういった施設のコスト計算をやっていきながら、どういう使用料が適正かということについては、今、財政課長が申し上げたようないろいろなやはり考え方がありますから、ほかの都市でも道内の幾つかの主要都市は、やはり原価計算なんかに基づいてやっているのですけれども、それではその7割相当にするかと

というのは、やはりその裁量が働いてしまうわけです。それに充てるためには、本当にこれはとても公立の施設とは思えないような入館料にしなければならないとか。しかし、それでは公共性というのは一体どこにあるのだというような問題があったりして、これもまたある意味し意的な形で設定されてきているのが実情です。ですけれどもおっしゃったように、きちんとその施設がどれくらいのコストがかかっているのかということをも市民の皆さん方にも理解してもらう上で、きちんとした分析を出すのが必要です。そして、一つの手法として、いろいろな例えば館の受付部門であるとか、それから一般の市の業務の中でも窓口の業務であるとか、これはもう既に他都市がやっておりますけれども、NPO 法人的な法人そのものやあるいはものをお願いをして、いわゆる人件費のコストをどんと下げるといようなやり方に取り組んでいる事例もありますから、やり方としては私どももそれは念頭にございます。

それともう一つ、もう既にこれは市民部の窓口なんかは単純に 1 人工当たりの計算では、正職員で社会保険料とが事業主負担を含めて、今750万円ぐらいになるのですけれども、これを嘱託化することによって百五、六十万円まで済んでしまうわけです。4 分の 3 人工ですけれども、これをうまく組み合わせることによって、かなり縮減しているというのが、今、市民部の窓口です。これは17年度からもう既に導入してきて、18年度でもう今、嘱託を回っていきますので、これはあの部分については相当なコストの削減になる。では、図書館についても、専門的な業務の最低限の正職員を置くということにして、あとは受付とかいろいろな本の返却とかについては、そういった嘱託化でも可能ですから、これももう既に実施しているというようなことで、嘱託化がいいのか、あるいはNPO 法人のようなところに頼むのがいいのか、これは両にらみでもって、いろいろ施設の特性に応じて取り組んでいくと。あるいはまた、それも既にやっておりますけれども、当然繰り返しになりますけれども、念頭に置いてやってまいります。

佐藤委員

ちなみに、市民会館なんかで言えば、安く貸せばいいのです。例えば、週末はカラオケ大会でいろいろな行事に貸すだとか、朝、昼、晩あいていて、悪いけれども、いわゆる市民会館の館長が空気を管理しているのではないと言われるぐらい、ほとんど何にもならないわけでしょう。ここだったら、年間で民音で 4 回ある、そのほかに何か講演が何回かあると。大ホールを使うのは、たぶん 1 か月に 2 回あるかないかでないかと思うのです。それだったら、ああいうところで歌いたいという人がいるのだから、もっと時期的に安くして貸してあげるとか、回すことを考えていけば、会館条例なんかも変えて、そして市民が親しみやすいような、そしてまた、たくさんの市民が利用できるようなことも考えていけば、市民会館一つで6,000万円も赤字になるようなことはないと思うのです。そういうことも考えていただきたいと思います。

財政再建と職員数について

次に、財政再建計画の中で、平成21年度まで職員が約200名削減されるということですので、この職員の削減の200名というのは、一般職と現業職とどういう感じになってくるようなのでしょうか。

(総務) 職員課長

退職者数ですけれども、現業職が90名、事務職が90名、そのほか技術職約110名ぐらいです。そのうち、事務で30名、技術で60名程度採用して、その差引きで大体200名ぐらいが純減になると。現業職については90名ぐらい退職しますけれども、原則不補充ということで、90名程度です。事務職については60名程度、技術職については50名程度、こんな形になります。

佐藤委員

ということになると、今、200名いるのは余分だと。4 年後は、200名いなくとも全く仕事に支障はないという話になるでしょう。だから、今、体制は違うのだろうけれども、今の200名は市として削れる範囲内にありますということと考えるとよろしいですね。

(総務)職員課長

基本的に、平成 8 年 4 月 1 日 2,400 名ぐらいいたのが、平成 17 年 4 月 1 日には 2,024 人ということで、大体約 400 名ぐらいの削減を実施したと。その後、200 名やり切るといって計画を立てておりますので、現業部門については当然外部委託になりますし、事務部門については事務の見直しあるいは外部に委託する形になります。技術の部分についても、外部の方に委託する形でできるものと考えています。

佐藤委員

外部委託をするという話、嘱託職員を置くとか、そういう話になってきて、たぶん埋めていくと思うのですけれども、正直な話、現在の人数は絞ればいくらでも絞れるという形になってくると思うのです。人口が減ってきていますから、私が議員になったころは 16 万人いましたから。それから見ると 2 万人ぐらい減っていますから、そうするとやはり本当はその人口の比例に合わせて職員も考えなければいけなかったのだけれども、その辺のことはなかなか同じようなペースで職員の削減ができないと、一般企業と違いますから。そこでやはり人件費が非常にきつくなって、経常経費比率が 100 パーセントを超えるようになったと。こういうことは前から見えたのです。このことに早く手をつけられなかったということが、今の大きな借金財政を抱えてきたという一つの原因になっている。ですから、職員数を減らしていくということは、仕方ないと思うのです。大体 40 年間で 1 人 3 億円ですから。200 人減らすと、これは 600 億円の削減なのです。40 年単位で見ると 600 億円が削減されるということになるのですよ。ですから、非常に大きいことです。ただ、それだけ削減すると、いわゆる市の経済にも大きな影響を与えてくるだろうと。この辺のことをやはり考えていなければいけない。1 人削減することによって、800 万円もらっていた職員が 1 人いなくなる。そこで 800 万円の消費がなくなるということですから、その辺も含めてくると、なかなか厳しい削減案だなと思うのです。その辺は言うだけに終わっておきたいと思います。

あとは、財政の問題で私はよくわからなかったのですけれども、財政再建推進プランで触れたいと思いますけれども、まずは人口の推移というのはどうやって見ていますか。今のところ平成 21 年度までということで財政再建推進プランを立てていますけれども、人口の推移、このぐらいまでどのぐらいになると思っていますか。

(総務)企画政策室長

今、庁内で人口対策会議を設置いたしまして、どちらかという人口問題についていろいろ議論・検討をしています。ただ、その中では、当然今後の人口の将来推計というものを客観的に見ております。国の機関等からいろいろ調査物というか、推計数字というのが出ているのですけれども、私どもの推計等の中でも、大体现状のベースで言いますと、年間 2,000 人の人口減、そういったスタンスで考えますと、5 年後には 13 万人台、そういったことがそのまま推移していくと、数字としては現実のものとして出てくるわけですから、その数字自体は私どもも押さえてはおります。

佐藤委員

財政再建推進プランの人口とのかかわり合いというのは 13 万人で推移しているのですか。

(財政)笠原主幹

このたびの財政再建推進プランの中、歳入の関係等に、今委員がおっしゃいました人口等についての基本的には人口減そのものは、歳入等の見込みの中には折り込んでおりません。

佐藤委員

その財政再建推進プランをなぜ 21 年度までの 4 年間にしたのかというのが一つ。私は 10 年単位でもよかったのではないかなと思うのですけれども、この 4 年間にした理由。

もう一つは、職員労働組合との話し合いができていっていると思うのですけれども、10 パーセントカットということがありますので、これはいわゆる 21 年度を過ぎた時点で、元に戻すのか。そういうことも含めた 22 年度からの組合との間の公約があるのかどうか、この 2 点聞きたいです。

( 財政 ) 笠原主幹

まず 1 点目、21 年度までの 4 年間の計画ということで、委員は 10 年単位で見ているのではないかというお話ですが、今回、実施計画ということで、昨年 3 月に示しました小樽市財政再建推進プラン、これ自体 17 年度から 21 年度までの 5 年間という計画期間において、現状の財政状況を何とかしていきたいということで収支試算を行い、この期間でどうやっていくかというものをつくりました。ただその中には、平成 15 年度に政策課題ということで議会の方に示して、16 年度から 18 年度に向けて緊急的な取組を進めていました。それとの関係もございまして、なかなか新たな追加対策というのが策定するということが難しい部分も起きましたので、17 年度中かけて実施計画、細かい各取組を整備していこうというのが、この今回でつくった実施計画。ですから、大もとの財政再建推進プランの計画期間、17 年度から 21 年度までの 5 年間という、そこに合わせて今回の実施計画はつくっております。

財政部長

今、主幹が申し上げたような内容でございますけれども、もともとは 16、17、18 の 3 か年のその収支見直しがいろいろな外的な要因もございまして、見直さざるを得ないということで着手したわけなのですけれども、実は長期 3 年でどうかということになりますと、これはもうとても短くて実現不可能です。かといって、それでは 10 年後ということになりますと、世の中どういうふうにいっているか、全く予想もつかないということで、と申しますのも、ここ二、三年の国と地方の関係を見ていたりとか、そういうことを見ていくと、どうなっていくかわからないということだとか、あとまた、経済状況についても、最近であれば年率で GDP が 2 パーセント台ぐらいいくかというふうになっていますけれども、1 年前つくったような時点では、まだまだそこまでいかないの、今後 10 年間の経済成長率なんかも見込んで、つくるわけにもいかないということがございました。そういう点もございまして、短くても困難、長ければちょっと見通しがつかない中で、だからといって放置はできないので、17 年度から含めて 21 年度、とにかく単年度収支の黒字を目指そうというつくりを考えたくてでございます。

総務部長

職員労働組合との関係については、今、18 年度に交渉をするということを前提で、考えただけでもこの財政再建推進プランを発表するに当たって説明をしている段階ですから、基本的に 19 年度以降の私どもの考え方については、総額約 15 億円程度の削減を 3 か年、人件費でやらざるを得ないと。それを基本給で考えたときに、人勤の 4.8 パーセントプラス独自削減 5 パーセントのトータル 10 パーセント程度削減すれば約 15 億円が出るので、基本的にそう行きたい。ですから、基本給が多少独自削減、仮に 5 パーセントはつらいという話になれば、では別なところで切って、そして 15 億円での総額抑制をするという、こんな考え方を我々自身は持っていますので、これは 19 年度からの給与制度の改正も含めてありますから、先ほど、昨日もあったように、退職手当の 1 号俸の特昇の問題とか、特殊勤務手当とか、そういったもろもろの人件費絡みのトータルの中で話し合いを今していこうと思っていますので、特に 3 年後の話は具体的にはまだ話をしている状況にはございませんので、これからの問題でございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

初めに、先般、教育長杯の第 18 回ミニバレーの大会に、今までの前任者にはあまり例がなかったのですが、教育長が出ていただきまして、いろいろと特にこれからのあおばとプランなどもお話しされました。父母の皆さん方が教育長と接しまして、大変好評であったということを報告し、お礼を申し上げます。

消防本部庁達について

それでは、消防の方に質問をさせていただきます。今日、理事会の中で資料要求をさせていただきます、庁達第 30 号、これについて何点か質問をさせていただきます。まず、この庁達の部分、1 の服務規律の保持について、

消防本部の方から、委員の皆さん方には資料が出ていますけれども、その部分だけ読み上げていただきたいと思えます。

( 消防 ) 総務課長

それでは、庁達第30号の服務規律の保持について読ませていただきます。服務規律の保持について。服務規律の保持については、機会あるごとに注意を促しているところであるが、このたび職員が認知した子供の養育義務を果たさないまま、非番、休日等に頻繁に公的な生活扶助費を受けている女性宅を訪れ、子供を保育所に送迎していたため、付近住民からは同居生活をしているように見られていたという事実が判明した。このことは社会通念上、生活をともにしていたと言われてもいたし方なく、また、公的扶助を受けている者とのかかわり方においても、公務員として重大な道義的責任を問われるものであり、まことに遺憾である。特に消防職員は交代制の勤務職場で、一般市民の勤務時間と異なり、日中が勤務時間外となることが多いことから、市民から批判や指摘を受けることがないように十分留意すること。

小林委員

まず初めに、消防本部のこの庁達は、階級社会での上意下達の形式をとるものでありまして、弱い立場にある者を対象とした場合は、その取扱いには慎重の上にも慎重を期す必要があると私は思います。今回取り上げたこの事案は、個人情報保護法の趣旨からいって、大変私自身は大きな問題があると思います。消防組織として責任を問われかねないと判断した大きな問題で、私はそう思います。それで、今、問題となった理由です。この認知した子供の養育義務を果たさないままという部分について、これはどこまでのことなのか。一般的には言えないこともあると思いますが、頻繁に会っている世話をしていること自体、十分この養育義務を果たしていることになると思っています。この養育義務というのは、金銭的なことだけではないし、もしこの当事者の男性が前妻や子供に対して養育費等の支払をしていれば、認知した子供に対して養育費等を払いたくても払えないこともあると思うのです。だから要するに、養育義務を果たさないなどと簡単に決めつけられるものではないと思うのですが、その点どうですか、お答えください。

( 消防 ) 総務課長

この点につきましては、養育費を支払っていないという観点から書いたものでございます。

小林委員

その感覚だけですね。養育費を払っていないということだけで、そのような表現をしたという。それでは、公的な扶助を受けている女性に関して、これもまた大きな、大変なことだと私は思います。当事者の男性がある程度ペナルティを受けることは、これは仕方のないことです。しかし、交際している女性、子供が生活扶助を受けているかどうかということを知らしめること、これはもうわかることです。これはプライバシーの根幹にかかわる大きな問題だと思うのですが、その辺どう解釈していますか。

( 消防 ) 総務課長

個人情報の保護ということでございますけれども、個人情報保護法第2条第1項によりますと、個人情報とは、情報に含まれる氏名、生年月日、その他記述等により特定の個人を識別することができるものと、このようになっております。庁達の文書におきましては、個人情報には当たらないものと解釈、理解しております。

( 「その解釈でそうしたということですか。そうでしょう」と呼ぶ者あり )

そうです。

小林委員

それでは、公的扶助を受けている者とのかかわりの表現の仕方なのですが、これについて重大な道義的責任は問われるというこの件について。公的扶助を受けている者に対して、物すごく差別用語ではないかという、私はそう感じます。人間と人間が生活保護を受けている例えば女性の方と、交際、接し方、この例えば愛情という

ことが、恋愛関係が起きて、そのような人間とつき合うなということに等しいこの表現の仕方です。また、この当事者である女性に限らず、一般的なこの公的扶助を受けている人に対し、大変私は差別をしている、言葉になると思うのですけれども、その辺どう理解していますか。

(消防)総務課長

この公的扶助を受けている者とのかわり方ということでございますけれども、これは特に公的扶助を受けている方を差別しているものではなく。

(「もうちょっとゆっくり、わかるように話してくれない」と呼ぶ者あり)

これは、公的扶助を受けている方を差別しているというのではなく、あくまでも男性側の方から養育義務を果たしていないと、こういう観点から書いたものでございます。

小林委員

差別しているものではないといったって、はっきりこういうふうにして差別して、言葉に出して、消防職員の230数名ですか、この職員に通達すること自体、はっきり言いましておかしな話だと思います。いや、わかりやすく言えば、生活保護を受けている女性に対して、公的など言ったら大変な差別用語でないですか。あなたはどのような立場で今答弁しているの。役職、教えてください。

(消防)総務課長

消防本部総務課長でございます。

小林委員

総務課長、そうですか。

私は決して消防本部消防職員の皆さん方に嫌がらせとか、そういう気持ちで話しているわけではありません。一職員の立場、こういう問題でもう少し配慮が必要でないかと、欠けているのではないかとという考え方で文言をとらえて話をさせていただきました。答弁に非常に、いや、胸を張っているわけではないのですけれども、今、総務課長が答弁していますけれども、特に消防職員というのは、そういう災害現場、火災現場、非常に命がけでする職員です。士気の高揚とか、こういう連携というのは、信頼関係というのは非常に私は必要な部署だと思っていますから、一層消防職員の健闘を祈る意味で、そういうことで話をさせてもらっています。

最後に、消防本部に言っておきます。私は法律の専門家ではありませんが、この問題を取り上げた理由は、最初から話しているとおり、個人情報の問題にとどまらず、これは一歩間違えば名誉き損という大きな問題に発展しかねないです。きちんと答弁をしていますけれども、そんな簡単なものでないのです。いいですか。私はこういう名誉き損という大きな問題に発展しかねないという懸念、判断をしたから、こういうやりとりをさせてもらっています。この消防本部として適切な事後処理、今日、皆さんに各委員に聞いていただいて、文もここに残っていますから、これをゆっくり後で皆さん見れば、非常に問題があるとやはり感ずる方は感ずると思います。そこで、この事後処理の図る必要性はどうか。消防長、ここで消防長として、このやりとりを聞き、これの見解というか、消防本部の将来を私は考えながら、思っの質問ですから、真しに受け止めていただきたいと思っておりますけれども、この点について例えばこの相手方の女性に対してのこれからの処理の仕方とかなんか、この庁達の内容が訂正できるのかどうか、その辺見解だけお話ししてください。

消防長

今、庁達の内容に関係しまして、委員の方から御指摘をいただきました。ある意味では、消防全体のことを思っただいてのありがたい御配慮もあるかと思っておりますけれども、ただ、今回の場合は、確かに個人の権利とありますが、情報とありますが、それについては慎重に扱わなければならないという大きなことは、ひとつ私どもも考えておかなければだめなこととは思っています。ただ、もう一つあるのは、消防職員、公務員としまして、全体の奉仕者として行動については、やはり常に身を律して、よき社会人としての模範を示すような、職員全体の

信用を失墜するような行為であってはならないということが大きなことであります。特に消防職員の場合は、場合によって市民の方が命を預けるといいますか、救いを求めるという立場でありますので、常にいざというときには命の救いを求める相手、消防職員に対してやはり信頼感がなければ、これはまずいことでございます。そういう意味では常に勤務時間以外の24時間の生活の中においても、常に信頼を置いていただけるような公務員としてあるべき姿がやはりあるかと思えます。

個人情報とのかかわりでございますけれども、この両者のバランスといいますが、私どもとしましては二度とこういうような信用を失墜することのないよう、みずからの職場の職員としての生活を律するということの重要性というものを感じたところでございました。そのようなことで、市民の方からきつい御指摘もあって、市民の目線から見ると疑義を問われるといいますが、信用を失うような行為があったということを、そのことはやはり重く受け止めた上で、そのことが二度と職場全体としてはあってはならないと思いました。そういう意味におきまして、今回の対応をしたわけでございますけれども、やはりただ、ある程度具体的に内容を少し説明しないと伝わらない部分がございます。一般的な交通事故というような場合ですと、交通事故の形とか、事故を起こさないということはあるのですけれども、こういう特殊なケースでございますので、ある程度具体的な表現をせざるを得ない部分があったということは本当に御理解いただきたいと思えます。その上で、名前を特定しない形で、できるだけ他の職員にもこの今回のことを教訓にするような趣旨が伝わるようなことで、この内容にしたこととございます。そういう意味では、確かにお聞きのような部分はあるかと思えますけれども、ただ、このことを起こしたことの社会的責任といいますが、公務員としてもあるべき姿という意味では、相当やはりこのことを反省として律するということの姿勢というものを強く伝えたい、そういうことでこういう内容になったということとございます。

小林委員

この公的な生活扶助費を受けている女性宅を、これはやはり大きな個人情報のいろいろなプライバシーの問題から、この表現の仕方は私は非常に遺憾だし、残念なことであったということをいろいろ今消防長がこれからの考え方、わかります。いや、私はそのペナルティを受ける職員のことを言っているわけでないのです。それはひとつきちんとして、これからの対応策ということというか、はい。

平成14年に、この吏員懲戒審査委員会につきましてやりましたね。この事案処理について、この適正を欠くと思われるものを確かに認められて当時おりました。その審議事案は、いわゆるガセネタというか、今、国会で国民の皆さん、ガセネタという言葉、ずいぶん耳にしていますけれども、当時のこのガセネタ、暴行、脅迫、どう喝、非常に可能性があったと認められているというものでありました。非常に職員のこの名誉にかかわる重要な問題でありますので、その真偽のほどを、今後、私は議会の中で質疑を検討していきたいとも思います。このことを申し上げまして、この問題について終わります。

委員長

答弁はいいですか。

小林委員

要りません。

森井委員

総合計画の策定について

まず、総合計画についてなのですが、先ほど公明党佐藤委員より、理念の話とかされていて、以前に自分が一般質問で市長の理念は何なのかと言ったときに、市民協働だとはっきり答えられていた。その中で、市役所職員である皆さんがその理念に対して、こちらの21世紀プランにも市民とともに歩む21世紀と書いてありますけれども、そのことにあまり触れられなかったことに関して、ちょっと個人的にはショックなのですけれども、私はこの総合計

画の今後のあり方、必要性を自分なりに考えている部分があります。まず、地方自治法の第 2 条の第 4 項にそのことについて触れている部分があるのですが、こちらの内容をお答えいただければと思うのですが、お願いできますか。

( 総務 ) 企画政策室長

地方自治法の第 2 条の第 4 項の御指摘のことだと思いますが、そのとおり読ませていただければ、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないといった条文であります。

森井委員

今、お話ししていただいたとおり、基本構想を定めなければいけないですね。この総合計画を見ますと、見ているとおりで、基本構想の枠組みとその基本計画の枠組みと、二つに分かれています。つまりは、この最初の基本構想の部分は定めなければいけないのですが、後者においては、あえてすぐに定める必要はないのではないかというふうには私は理解をしています。今、250 万円ですが、総合計画を策定し直すというような取組がされていくのかなと思われるのですが、それに対しての人員配置とはどのようになりそうなのか、その点についてお伺いします。

( 総務 ) 企画政策室長

御指摘のとおり、平成 18 年度から具体的に総合計画の策定に入ろうと思っておりますし、予算も計上させていただいております。人員配置といたしましては、一定新たな業務も重なるものですから、総務部の方には要請をしております。

森井委員

何名か。

総務部長

総務部企画政策室の方から私の方にこの程度必要だという人数はいただいていますけれども、それだけ十分配置できるかどうか。ただ、少なくとも新しい業務ですので、若干名増員をして事に当たりたいということで、基本的には 18 年度、19 年度という作業ですから、今年度の 250 万円の予算の中でやる仕事に対応した、そういったような形で人員配置を考えたいと思っております。

森井委員

今お話のあったとおり、増員しなければならないぐらいだと思うのです。特に優秀な職員の中でもさらに優秀な方が配置されてくるのかなと勝手に想像していますが、企画政策室では既にかかなりの仕事を背負っている部分もあると思うのです。さらにその上、総合計画もというふうになりますと、なかなか太刀打ちできない部分もあるのかなと。今、これだけ財政再建推進プランを中心に展開しなければいけないときに、総合計画をつくり直すという行為が今本当に必要なのか、そこに疑問があるのですが、見解をお願いします。

( 総務 ) 企画政策室長

本会議の質問の中で、市長の方からも若干総合計画に関しまして答弁させていただいておりますが、御承知のとおり、現在の総合計画は平成 10 年度からスタートしております。御指摘のとおり、小樽市の総合計画は基本構想と基本計画という、大きく分けてその 2 部になっておりますけれども、これは、この間もさまざまな場面で議論をされておりますが、現計画を策定して既に 8 年が経過をしている中で、詳しく申し上げますが、大きくさまざまな状況が変化をしていると。そういった中では、基本構想も含めて再検討する、新たな基本構想を策定していくという、そういった事態には迫られているのではないかと認識しております。

森井委員

実際、1 ページめくって出てこられる方が新谷市長ですから、必ずしも中心は山田市長としての政策ではない部分、又は考え方ではない部分もあると思うのですが、先ほど質問のやりとりの中で、この 21 世紀プランの



内容が、実際に 8 年たったのに、市民周知がそこまで至っているかどうかという疑問点もあります。つまりは、考え方そのものが市民協働という市長の考え方から、これそのものはそのような内容ではないというふうに思うのですが、その周知がまだ足りない部分、もっとこれを基本としてやってもいい部分というのは自分の中では存在しているのかなど。だから、今ここで 18 年度、19 年度で慌ててつくるのではなくて、それだけの人員配置ができるもし人間的なものがあるのであれば、やはり今、財政再建を中心として展開をしなければいけないこのときに、そちらの方に力を注ぐより、できるだけそちらの財政再建に対しての取組を大きくできるような方法を人間的な配置として考えていかなければいけないのではないかと、私はそう思うのですけれども。

総務部長

基本的には、実際運営というのは企画立案をし、財政という、車の両輪的な形で具体的には回って運用されるべきもので、その一方で財政危機ということで、その計画立案そのもの自体が滞るという、こういったことにはならないのではないかと。だから、少なくとも現状の総合計画というのはバブル崩壊期の情勢をくぐった後の情勢判断の中で、あのとき、平成 10 年ごろからまだ国は必死に公共事業の前倒しをして、景気浮揚をどんどんやっていたころだったと思うのです。ですから、まだいわゆる今のような国家財政も含めて、地方も含めて財政がこんな状況ということ的前提とした物の考え方というのは、総合計画の中にはそう色濃くなかったらと思うのです。それがやはりここ平成 19 年度、20 年度以降から、つくっていく物の考え方というのは、この右肩上がりの発想というのはいかがかというのやはり通っていかなければならないし、その枠組みの中で財政力というのがどれだけ自治体にあるのかということも振り返ってみて、その中で基本計画の中で、どういった事業を 10 年の中でやっていくかということをやったり考えていかなければならない。そういう意味では、財政は財政として、財政力を超えた具体的な計画は立てられないだろうと思いますから、そういう意味では、私どもとして今いろいろなスケジュールの御質問もごさいますけれども、どうしてもやはり 19 年度の市長選挙という一つの首長の意思というものも当然ありましようし、現在の実施計画の中でも 18 年度までであるけれども、19 年度という現総合計画の最後の年の部分を、では実施計画上どうするかということになれば、今の財政もこの力の中で、あれもこれもやるというのは出しきれない部分もあるのです。したがって、現在、第 3 次実施計画の中で処理をさせてもらって、19 年度の部分については今後どういった取扱いにするかということ、新しい総合計画との絡みの中で検討せざるを得ないかなというふうに思っていますので、そういう意味では、この財政再建に集中をして、総合計画に手を抜くといいますが、そこに力を入れないというのは、基本的な自治体運営の中では法の問題も含めて難しいかと思えます。ただ、委員が御指摘のように、その大上段に総合計画をつくるから、人をどんと入れて、そこで何かやろうかという、これは今考えていませんので、本当に最小限の人数でやって、今までその立派な本も委託に出して、前回は何百万円かけたのですけれども、これは自前で全部やっていこうという方針でやっておりますので、そういったことで何とか 18 年度からいろいろな準備にかからせていただきたいと思います。

それから、あえて言わせてもらいますけれども、市長の方針として協働のまちづくりということ自体が、私どもとして基本理念というか、市長が持たれている基本理念としての自治体運営というのは、存じ上げていますけれども、小樽市の基本方針としてどうなのだという事というふうな御質問があったものですから、首長の方針として私どもはその方針をもって働いておりますけれども、基本的には小樽市はどういうまちをどうつくっていくのかということ自体になれば、その協働のまちづくりということ自体がストレートにキャッチコピーになり得るかどうかという判断もあったものですから、お答えしなかったということで、市長の方針については十分承知しておりますことをつけ加えさせていただきます。

森井委員

私の伝え方が悪かったと思われるこの点に関しては、申しわけなく思います。

今は観光基本計画や環境基本計画など、以前になかった基本計画もかなり成り立ってきていますから、自分はそ

ういう考え方が、ある意味審議会の方にかけていただいて、今つくるべきかということも聞いていただくことも必要なのかなど、個人的には思っています。今後、そのことも含めて検討していただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

#### 補助金の決算報告について

では次に、現在、運営補助費であったりとか、事業費の補助であったりとかという形で、いろいろな団体に補助金を出していると思います。私はこの補助金を出している団体に対して、決算の報告が当然あると思うのですが、それを公開すべきだと思っています。今、補助金をいろいろな団体に出しているのですけれども、当然削減されたところ、なくなったところ、だからそこにおけるバランスが、なぜあそこにあるのか、ないのかという不公平感が出てくるのがやはり問題になってくると思うので、公開することによってそれを防げるのではないかというふうに思っているのですが、この点についての見解をお願いします。

#### （財政）財政課長

平成18年度、一定の大会の補助金を減らしてありますが、その概要ですが160件余りの補助金に対して14億2,600万円という金額を出しています。160件の中には、例えば石狩湾新港への負担金、そういうものもありますし、小樽市文化祭への負担金、交付金とか、そういうものもあります。大会の補助金もまだ残っている部分もあります。非常に多くものがあって、その種類もいろいろであります。我々今年、補助金を見直すに当たって、まさに委員が言われるように、決算書なり、この事業計画書を取り寄せて分析はしました。ただ、これを将来的には必要なことと思いますが、それを皆さん、一般市民の方に公開するに当たって、ストレートにそのまま出してわかってもらえるのか、そういう問題もあると思いますので、これからも不断に補助金の見直しなんかをしなくては行けませんので、そういうものは一定のフォーマットを決めるとか、皆さんにどうしてお示するのがわかりやすい方法なのか、そういうことをしばらくは研究したいとは思っています。

#### 森井委員

今後、その補助金がなくなったりとかしている部分もあるので、今日言って明日、明後日すぐできるということではないということは理解しています。しかし、そういう共通のフォーマットであったりとかということは今後つくるといふ経緯を考えていって、将来的に可能であるとは思っていますので、今後検討していただければと思います。

#### 自然体験教育について

質問を変えまして、教育の方に移りたいと思います。私は、よく海に関しての教育の導入をという話をさせていただいておりますが、今、NPOで自然教育促進会というのが小樽にありますけれども、この間、新聞にも出ておりましたが、沖縄からの子供たちを受け入れたのです。来月に実は小樽、また札幌の子供たちを沖縄に連れて行く、そういうような交流を始めました。私は、自然背景を体験するというのも大切ですし、また今、尾道市との連携もあります。他都市の子供たち同士の交流というものすごく大切なのではないかと。その人的交流という意味でと、もう一つ、自然背景における意味でという、そういう教育の導入を、今後、教育委員会としてどのような見解を持たれているのか、その点についてお願いします。

#### （教育）生涯学習課長

自然体験教育についてでございますけれども、今お話がありましたように、今回、NPO法人の自然教育促進会が主催いたしました。沖縄の子供たちと小樽の子供たちがその土地ならではのいろいろな自然体験活動を通じてお互い交流を図り、これからも図っていくというようなことございまして、私ども教育委員会としましても、自然だとか、あるいはまた文化、気候なんかも違うところ、こういったことで大いに異なる環境で体験していくということは、非常に教育的にも意義があるというふうに感じております。今、自然体験教育ということでございまして、子供たちが、昨今、自由に野外で遊ぶといった機会が非常に少なくなってきたございまして、ですから、こういった

時代であるからこそ、社会全体の中で自然を体験できる、そういった子供たちに向けての活動を提供していく、そういったことが必要でないだろうかというふうに感じてございます。今後でございますけれども、こういった活動が一層広がりを見せていってほしいというふうに感じてございますので、教育委員会といたしましても、今後どういった支援ができるかといったことを、関係団体ともいろいろお話ししながら進めてまいりたいと感じております。

森井委員

これは北海道新聞の夕刊 3 月 6 日です。記事として出ておりますけれども、沖縄の子供なのですが、スノーボードをするのが初めてなのです。これは転んだところなのですけれども、笑顔なのです。北海道の方々、沖縄に対してのあこがれ感というのが強いと思うのですが、逆に沖縄の子供たちは、北海道なり又は雪に触れるということに対してのあこがれ感というのは非常に高いものがあります。やはりそういう部分で、今、北海道から沖縄に人が流れ込んでいる部分もあるのです。周りでもかなりの方が沖縄に行っています。けれども、そういうことを体験することによって、将来的に北海道に住んでみたいという気持ちを起こすとか、そういうことにもつながるのではないかと考えていますし、またもう一つに関しては、自然教育という範囲の中で、これだけ残虐な事故が多発している中で、いわゆる命の大切さをはぐくむ教育というのは、自然に触れることではないかなというふうに思います。今回、沖縄において行おうとしている内容、ツアーとしては、マングローブの林の中で例えば体験をしたりとか、また、海におけるサンゴ礁に触れてみたりとか、つまりは生き物との触合というものがたくさんかかっているのです。やはりそういうような教育を導入していくということは、今後重要ではないかと。

特に今回、沖縄の子供たちは木曜日にこちらに来たのです。この取組が学校の教育委員会だったりとか校長会、又はいろいろな行政とかの認めがあって、今回は公休をとってこちらに来ています。これをいきなり教育委員会に出席扱いしてくださいとは自分には言えませんが、やはりこういう取組が大切なのだということを理解していただいて、今後いろいろな形で配慮していただいたりとか、サポートしてくれたりとか、そういうような形をとっていただければというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(教育)生涯学習課長

今の自然と文化と人の交流に対して、私どもは今後に向けて教育委員会としてもいろいろな形で支援してまいりたいと思うのですけれども、例えば向こうの自治体の方とかけ橋を持つとか、あるいは小樽が持っているいろいろな資料の提供をしていくとか、そういった部分で、できる範囲の中でこれから取り組んでまいりたいと考えてございます。

森井委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

オリンピック出場選手への顕彰について

では、最後に一つ質問させていただきます。今回、トリノオリンピックがありました。それに伴って、小樽にゆかりのある方が選手として何人か出られていると思うのですけれども、それに対して、市として何かしらの対応は今まであったのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

今回のトリノオリンピックにつきましては、小樽ゆかりの方という意味では、北照高校OBの方3名がアルペン競技に出場するという事で、実は応援態勢等につきましては、北照高校が主催でOBの方々に声をかける中で、試合の当日、1か所に集まりまして、土曜日の10時から翌日の3時ぐらいまで応援団を組織しまして、大型スクリーンの前で声援を送ったということがございます。

また、これに対する顕彰でございますが、結果としましては、男子回転におきまして皆川選手が50年ぶりの4位入賞という成績をおさめたわけですが、実は小樽市としての顕彰制度につきましては、市独自のスポーツ大会における優秀な成績をおさめた方への顕彰制度というのは持っておりませんで、そのかわりといつては何ですが、小

樽体育協会の方で行っている顕彰事業がございまして、この中でその榮譽をたたえるということを過去から行ってきております。今回のその 4 位入賞の部分につきましては、4 位入賞ということにとらわれなく、オリンピックに出場したということで対象にはなるのですが、実はまた個人的な表彰の部分につきましては、小樽市民あるいは小樽の職場に在籍している者、あるいは在勤している者、それから学校に在籍している者という対象の条件がございませうために、残念ながら今回の皆川選手ほか 3 名の選手につきましては、顕彰に該当しないという非常に残念な結果となっております。

森井委員

今、いろいろ厳しい状況の中で、小樽にゆかりのある方、特にスキーの強いところを求めて北照高校に移ってきたという経緯もよく聞きますから、やはりそういう北照高校の出身としてという形でも、記事も結構出ていると思います。やはりそういう小樽にゆかりのある方の明るい話題に何かしらのかわりというのが、またねざらいというものが、私はあってほしかったというのが個人的にありましたので、ぜひスポーツというのはときには経済につながることもありますし、活性化につながることもと思いますので、当然市民というそれは重々わかるのですが、そういう何かしらの形で連携というか、絡むことができないだろうかということをご今後模索していただきたいと思っております。それを伝えて終わりたいと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

通告は一般質問の中からということで、三つに絞って分析したいと思います。

18年度予算編成手続と学習到達度調査について

18年度予算編成手続というふうに書いてあります。手続と学習到達度調査ということで通告しております。それで、一般質問のところでは、私の方で学力テストの状況を引用しながら、現状どういう認識に立っているかということを含めて、私の方で質問した。もう一回質問いたします。こういうふうにご質問したのです。あおばとプランに組み込まれた学習到達度調査について、財政再建と厳しい予算編成の中にあつて、国に先取りする形で、問題のあるこの調査を一方的に予算化してまで強行実施しようとするそのねらいは何かというふうにご聞いたのです。市教委のそういう様子は認められないということで話したのです。答弁の方では、まさしく学力テストと似てはいないのだという答弁をしていますが、教育長の答弁の中には、まさしく学習指導要領に基づいてその定着度合いを調べると、こういう中身だったと思っております。

それで、私の方では今言ったように、問題のある、現場にいる感覚からすれば、たかが調査というふうにご思うかもしれませんが、しかし、実は私の経験上、重いものに受け止めます。だから、この質問するまでの間に、いろいろやりとりがあったと思っておりますけれども、そういう中にあつて、この調査の費用をつけて進めるということに対しての見解を求めたのですけれども、教育長の方はこの調査の目的以外だけがご出てきたということごです。それで、私の方では再々質問までやらせていただいた。そういう状況だということごを踏まえて、もう一回質問の中身のこと

を問うてみたいと思います。

この18年度予算を編成するに当たって、いろいろ市長部局、財政部ともすり合わせしたのだと思うのですが、この100万円をつけたこの学習到達度調査費というのが、十分に市長部局とレクチャーしたのかどうかということなんかもあるものですから、それで一つには18年度予算の編成に当たっては、市長はこういうふうに言っておりますね。はっきりしているのは、大変厳しい財政状況の中、限られた財源での予算編成であります。21世紀プランの各施策の推進に当たりましては、その緊急度、優先度を見極め、子育て支援、それで教育環境の整備、商業・観光の振興、企業立地促進など、地域経済の活性化のための事業、さらには市民生活に密着した事業の継続に配慮しながら、予算計上に努められたものでありますと、こういうふうに出ておられました。このところは、教育委員会あたりでも、この市長答弁ですか、市長方針というか、これがしっかりと伝わっているのかなという疑問も感じました。そういうことから、特に事業のこれからの項目に当たりましては、財政再建を第一と考えて、地域活性化、だれもが生きがいを持ち、安心・安全に暮らすことになるまち、そして活力・にぎわいのあるまちづくりを目指して、残された任期中、市長は頑張っていきたいと、こういうふうな考えです。なおかつ、市民の視点に立った市政運営ということをおっしゃいます。

そこで、具体的な例として、21世紀プランの施策にしたがい、まず、教育文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。学校教育では、給水設備の老朽化に伴い、赤さびにより赤水が発生する小中学校を対象に、主に飲料水として使用する配水管を改善します。小中学校の適正配置関係では、児童・生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進む中、今後の学校規模・学校配置のあり方について、幅広い意見を徴して検討する場としての検討懇談会、そして社会教育におきましてはということで、重要文化財の手宮線の修復ということをおっしゃるべながら、このはぐくみプランについては具体化するということでもあります。どうも新規事業的なものを盛り込んでいるわけです。

そういうことで、この時点の中でも触れていないで、新規事業という形で学習到達度調査がどうなのかということなので、まずこの市長の編成方針、それから編成に当たっての考え方と照らし合わせて、今回、新規事業として学習到達度調査を盛り込んでいると。このところの関係、このところを編成上いろいろと議論があったと思っているのですけれども、どういう盛りつけ方をされたのか、そこまでやるケースでありますか。

教育部川原次長

予算編成方針でございますけれども、教育委員会といたしましては、学校教育の方も、社会教育の方も、その中でどういったものを上げていくかということになりますけれども、赤水問題につきましては、非常にタイムリーで、これについては児童・生徒に大きな影響を及ぼすということで、事業としては大きなとらえ方をしております。

それと適正配置、それは引き続き少子化の中で、市民を交えた懇談会をやって、委員会を設置して進めていただかなければならないということで、これも大きな問題ととらえてございます。

今、御質問がございました学習到達度調査も、確かにこれにつきましても、新規事業ではございますけれども、ほかにも新規事業がございます。そういった中で、こういった表現の中でおさめるということでこの2点を上げたということでございます。

佐々木(勝)委員

この教育長の問題がここにこうなっているのだけれども、この学習到達度調査をここに計上される前の間に、市長部局とも十分レクチャーをして、そうだとということになったのかどうかということに私は疑問を感じるのです。そういう点で考えていけば、恐らくどうなのでしょう、教育委員会の方で先ほど話の中で言うと、赤水とその対策の部分については、これは市長部局に上げた。そういうことで、調査の方はどういうふうになっていますか。

(財政) 財政課長

予算編成をどういう手続で行ったかということで、市長部局の側から申しますと、10月末に予算編成方針を出し

まして、各部局にはいろいろ予算について検討していただきました。そして、それを12月初めまでに臨時費などを出していただいて、第4回定例会の最中を含めて、財政部長の方でヒアリングを行いました。その時点で、すべての項目についてヒアリングをいたしました。年が明けてから、1月、市長ヒアリングも受けたわけですが、そのときにはおよその概要は、財政部の方から市長に説明申し上げて、特に教育委員会から市長部局としてヒアリングしなければならない問題については、教育委員会も含めて各部に財政部でピックアップした事業について、市長にヒアリングをしていただきました。また、各部から、これは財政部の指定はないけれども聞いてもらいたいことがあれば、そういうことでヒアリングという手続を踏んで予算を編成していると、こういうことです。

佐々木(勝)委員

だから、手続上は形の上ではそうですね。市長部局とヒアリングするときに、よく言われることですがけれども、ここに出てきますけれども、これだけ財政がひっ迫しているのですから、緊急度、それから優先度、それから財政効果、費用対効果といいますが、こういうようなところと十分詰めていったのかと思うものですから、それはヒアリングするときの予算といいますが、どこの部分ですか。

財政部長

私が聞く視点としましては、この新年度の予算編成方針というのは、私の名前で一応各部に出させていただきましたけれども、今、委員がお話しされたような厳しい財政状況の中で、何としても再建団体への転落は避けねばならないという姿勢で臨んでほしいということが、おおむねの精神的なものとしてお伝えしました。そういう前提を踏まえて、各部から、今、財政課長が申し上げたように、ほとんどの臨時費については聞くようにしておりますけれども、そういった中で特に新規事業については、それこそ緊急度、優先度、それから必要性、18年度にどうしてもやらなければならないのか、あるいはこれを継続というか、1年延ばしにできないのかと、これは部に関係なしに、姿勢としてはすべての部に対してそういう形で話を伺わせていただくという態度をとっております。

そういった中で、各部がそれぞれがやはりどうしてもこの財政状況を踏まえた中でも、この事業についてはしなければならないのだというような必要性が我々の方に伝えられますので、それに基づいて、今度は市長ヒアリングの方に出していくというような形になってまいりまして、そういった中で、今回のことについても、この本会議の中で教育長が答弁されておりますけれども、今回のこの調査についてもそういった重要性というものが非常に高いというようなことがございましたので、私どもとしてはそれは市長にもお伝えして、そして最終的には、予算の教育行政に直接関与することというのは、長としてはできないはずでございますから、ただし予算の調整権、編成権の中での全体の予算の調整権というのは、私は持っておりますので、そういった中で話を聞いて、措置をしたというようなことでございます。

佐々木(勝)委員

今回わかることなのだけれども、教育委員会は独立していると。教育委員会は予算がないですね。予算を持っていないから、市長部局の方に、財政部の方に予算要求するという形になる。そういう押さえでいいですか。

(財政)財政課長

予算の総合調整権は市長にあります。教育委員会の予算についても、市長の方に予算要求をして調整します。それと、教育委員会と市長の間ではもう一点ありまして、市長部局の方で予算を案として事業化したいというのは、教育委員会の意見を聞く、そういう手続をします。今回の予算でありますと、予算の総体と、こういう項目が予算にのりましてということを経理の方から教育委員会に文書を出しまして、それに対して教育委員会として同意しますという文書をいただいて、議会の方に予算案として教育の部分も含めて出させていただいている、そういうことでございます。

佐々木(勝)委員

だから、手続上は何ら問題はないような形をとっているけれども、特にこのかわる調査に関しての部分で、私

も会派に予算説明等もあった折に、これだけが突出していわゆる100万円という、ここに付けたいきさつというのは、どういうことですかというふうに、私は財政部の方も含めて聞きました。聞いたら、今度そのところはよく理解していないようで、発生するところはおおばとプランから出てきているのだらうということでの発言でした。問題指摘をするにしても、財政部の方というか、総務部が窓口の方になっておりましたから、それからおおばとプランも含めて企画の方にも、その存在といいますか、それも確かめてみましたけれども、そのところがその時点では明確でなかったということの経過がありましたので、これは発信する方と受ける方と、十分なすり合わせがあったのかなというふうに思ったので、そのところの経過をやはり一回整理しておく必要があるのではないかなというふうに思っているところなのです。総務部長、そのところの見解について。

総務部長

私が委員とお話をさせてもらった中では、基本的には、今、予算の組立てというか、つくり方は財政部の方である説明申し上げましたけれども、少なくとも機関が別なところで議論をして、そして市長に予算をつけていただきたいと、このことにどの程度の疑義を生じて調整をしていくかというのはいろいろあるでしょうけれども、一定で把握していることと、それから教育委員会で一つの専門的な分野でやらざるを得ないと判断しているという部分というのがあってから、それともう一つは、判断としては小樽市教育委員会の高木委員長名で、18年度予算の重点項目ということで具体的に要望書が出てきて、私が同席をして、その中にこのテストというのですか、この問題も含め、いわゆる赤水問題も含め、こういったものに予算をつけていただきたいということをあえて、毎年ですけれども、この要望をいただいた。したがって、そういうその機関の代表が来て、何とかつけてもらいたいということを市長に直接申し上げて、その後、最終的に調整をしてつけていったという経緯の中ですから、予算そのものを上げたことについて、基本的にはやはりそれを市長が問題があるから、このテストはやめてもらいたいということと言える立場にないのではないかなというふうに私は認識していますから、経過としては、やはり教育委員会の議論の中で、このテストの問題というものがどう議論をされて、あるべきか、やめるべきかということはあるかもしれませんが、市長の判断として、そこまで求められるというのではないだろうと一つは思っている。

それからもう一つ、おおばとプランの関係については、議員といろいろ議論したときに、この背景がおおばとプランだというように言われたときに、おおばとプランというのは基本的には存じ上げていないと。私自身は実は見たこともなかった。ですから、そういうことをお話し申し上げた。ただ、そのことが市長部局ですり合わせてやるものなのかどうなのか、この辺あたりについては、基本的に教育委員会として従来からつくっていた計画のいわゆる3か年計画、こういったものだという説明も後で聞きましたので、教育委員会の判断として、市長部局と市長、助役とは話をしたように聞いておりますけれども、私ども事務方として、そこまで最終調整をして公表するというようなものではないというように教育委員会が判断をしておりますので、私どもとしてはその部分についてうんぬんという立場にないというふうに現在は思っておりますので、そういう経過だったということだけはお話し申し上げます。

佐々木(勝)委員

そういう経過をたどって、現在があるというふうなことです。話を変えます。

新規事業ということであれば、事前なりの、それからさっきも言ったように費用対効果、そういうようなものを十分吟味した上で上がってくるのが、どうでしょうか、普通の流れというか、そういうことは今ありますか。例えば教育委員会の方に尋ねますけれども、警報ブザー、これに300万円をかけましようといったときに、かける前にも費用対効果も含めていろいろと検討し、関係するところとも協議しながらつくり上げてきたと私は認識するのです。それはさっきも話があったように、これは一つの抑止力だと。持っていることによって、全体がガードされているというか、こういうやはり押さえ方をしていると思っています。だから、新しい事業を事業費というか、新規に持つときには、十分関係する部署なり、関係するところとも話を、すり合わせを持ちながらつくっていくのが、私は

本当だろうというふうにそのところは思うのです。教育委員会にそのところを尋ねますけれども、その辺どうですか。

教育部川原次長

ただいま防犯ブザーの導入の経過のお話ありがとうございましたけれども、私どもとしてこれについては、子供の安全ということから大変重要な問題だということで、教育委員会の中で十分協議をした上で、予算措置をしていこうということで市長の方に予算をお願いしているという状況でございます。

今回の学習到達度調査につきましても、教育委員会の中で十分議論をすると、位置づけとしては、基本計画と教育の推進計画という中でございますけれども、予算措置が必要であるということで、教育委員会の内部で十分協議をしまして、この際、予算措置をお願いしたという経過になっております。

佐々木(勝)委員

だから、先ほど一番最初の質問の中でも言ったけれども、この調査にかかわる影響というものが単なる調査でないですから、背景を持っているということも含めて、市教委の方にも質問の中に起こしているわけです。そういう点から考えていけば、十分ないわゆる体制等も含めて、盛り込むというのが私は常道だろうと思っているのだけれども、出てきたものは、もう予算の中に組み込まれてぱっとつけて、そして編成と、こういう形ですから。議会というのは予算を組む事前・事後を含めて十分やはり審議する、そういうような場でなければならないと思っているのです。そういう面で考えていけば、問題のあるその受止めがあるわけです。だから、予算編成上の手続からいえば、教育委員会サイドで独自に決めて、つくって、それに基づいて上げていったと。それにかかわる現場の影響なり、反応なり、それから予算における問題・課題、こういうようなことを十分分析したのかどうかというのが、本当は私は疑問に思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

教育部川原次長

予算要求に当たっての他に与える影響ということでございますけれども、この学習到達度調査につきましては、教育委員会の教育推進計画の中で、前段で保護者なり、学校関係者なり、そういった方々の御意見をいただいて今回まとめていくという中で、確かな学力をつけていこうという中で、やはり保護者の方々からもそういった御意見もいただいて今回まとめたわけでございます。そういう進めの上では、教育委員会としては、これはぜひやっていきたいということで、最終的に決定をして予算をつけたわけでございます。その段階で、影響といいますが、この部分について、私どもその部分を協議しながら見えるような形では進んではおりません。あくまでも、教育委員会が進めていきたいということで、外部にその話をしているわけです。その部分につきましては、改めて関係団体等と協議をさせていただいて、そして理解をいただくよう努めてきているわけでございます。

佐々木(勝)委員

つくった計画が3年計画ですね。予算づけの面で言えば、財政状況が苦しい。いろいろと財政事情が厳しい中で、18年度に100万円の予算をつけるのだと。ここに私は、うーんというふうに思うのですよね。18年度予算、3年度のうちね。話を聞くと、19年度、20年度という3か年の中でやるけれども、どうしても18年度、予算をつけなければならないというその判断に至ったところ、ここなのだよね。18年度、財政赤字を抱えている、何としてもそのところは解消しなければならない、大変厳しいと。そういう中であって、これは何が何でも18年度にこの調査をしなければならないという、ここなのだ。その18年度、それから財政ピンチだ、そういうような中であって、もっと教育委員会として、やらなければならないことはあると思います。18年度に予算化して、進めるという、この点について、その状況判断について聞かせてください。

教育長

お答えいたします。17年度、18年度、19年度と、小樽の財政が大変厳しいのは十分承知してございます。ただ、今、国からいろいろな改革が出ていたり、小樽の子供たちの状況を見ますと、やはり知・徳・体といいますが、豊



かな心とか、健やかな体とか、確かな学力、それがどういうふうになっているのか、体力と心はちょっと横に置きます。あおばとプランには全部書いてございますが、子供たちにやはり学力をつけてあげたい、子供たちが学校で伸び伸びと育てほしいという思いは、保護者の切なる願いでないかなというふうに私たちは承知してございます。また、議会は、こういう機会で何人かの議員からも手を挙げていただいて、そういう意見も何度か聞いてございます。私は、できることなら 1 年でも早く子供たちの実態を知って、それは何度も言うてございますが、あくまでも子供たちの学力うんぬん、一人一人のうんぬんというのではなくて、まず、知・徳・体の一つの柱の学力の部分を一刻も、この厳しい財政でお金もかかわることでありますけれども、それ以上にやはりそれが子供たちのいろいろな心の面にも体力の面にも影響するのでないかということで、あえて18年度にこの議会をお願いして予算化していただいて、そして子供たちが落ち込んでいるところ、さらに豊かな学力のあるところ、それをきちんと見極めて、それがスタートとして学校教育を発展させていきたいと、そういう切なる願いを込めて、こうして予算化をお願いしているところでございます。

佐々木(勝)委員

だから、そのところは教育委員会サイドで十分検討したという、その部分のつくりはわかります。つくりは教育長が言うように、今の言葉の中にもあるけれども、この学習到達度調査は、これはだれのためにやるのですか。その部分ね。学習到達度調査を受けるのは、子供なのです。現場もね。だから、ここの仕組みだけというか、このところを教育委員会サイドで出すと決めて、そして予算をつけて、予算をつけたからには、それを無理やりでもいいから実施するという状況も考えるのですかということ質問の中に入れたのです。だから、決めた思いというのはわかるけれども、今度それは次に現場に対していろいろな影響を与えるという代物です、ということは、私、前段の方で言ったのだけれども、そういうようなことがあるから、これを盛りつけて、それを実施に移そうというときには、教育長や教育委員会は、どういうふうに受け止めているのかということが気になるのです。だから、そういう面で考えれば予算をつけて、今予算を。だから、このことについては、手続上は一部編成上の問題はないけれども、こういう状況の中にあって、予算をつけてまで現場の中にそれを調査しなければならない、本当に今大変な状況なのか、もっとしなければならぬことがあるのではないかと私は思います。だから、予算をつけるということは、相当の思い入れのあることなのです。議会に対しての部分というのは、そのところは。ということで、私の方では再質問の中で言いましたけれども、現状そういうような要素がある中で、今は教育委員会なり、やりとりを聞いていたと思いますけれども、市長部局の方についても、どういう認識でいるのかというそのところが聞きたいのです。

教育長

すべての子供がわかる授業とか、楽しい授業を望んでいると思いますし、それは教師も望んでいることでありますし、保護者も望んでいることではないかと思えます。そういう面で、全部わかる授業、楽しい授業をやはり子供一人一人に実感してもらうためにも、私はこのテストは重みを持って、教師、親、子どもが一体となってやっていき、そして子供に今度はプラスの面でその結果を踏まえて、子供たちがより楽しくわかる授業にするようにということで、最終的なゴールは子供のためにこのテストはやるのだという、子どもはそういう気持ちで今回予算化をお願いしているところでございます。

佐々木(勝)委員

だから、私の方で考えるのは、教育委員会サイド、行政サイドで、よかれということでやっているけれども、対象は現場になるのです。現場がどう受け止めるかということもやはり考えなければならないことではないかというふうに思います。そこで参考までに、現場の方からいろいろな声が寄せられています。ということは、教育長のお話の中に、広く意見を聞いたという話をしますね。あるときは校長の意見を聞いたとかですね。今、現場の中でどういう声になっているかということ、小樽市の財政悪化が叫ばれている中、学習到達度調査の実施のために、経費が

計上されているとお聞きましたと。御承知のように、この調査の実施にはいろいろな問題点があります。大切な予算を十分生かせる執行となるようお願いしたいと、こういう声ですね。それから、ただでさえ小樽市の経済状況は悪化しているというのに、このための予算はしっかりとられている点に疑問を感じる。今年は大雪で生徒の通学路やほかもひどい道路だったのに、そういう実態を議会の中に報告してほしい。それから、学習到達度調査の実施は、テスト主義を学校に持ち込み、子供、学校、地域相互の競争をあおるもので、子供にとってもっと大切なものを考えてほしいものです。今回、提出された学習到達度調査の実施については、実施された後の取扱いも含め、問題があると思います。子供は負担を増すばかりでなく、学校や地域間の競争をあおるものでもありますので、御配慮願います。

(「先生方、自信ないのかな、テストを嫌がるのは」と呼ぶ者あり)

テストの与える影響のことを危くするから、現場の方からの声なのです。学習到達度調査はテスト主義等を持ち込み、子供、地域の競争をあおったり、現場の混乱、ひいては地域を巻き込むものになりはしないか。学習到達度調査の実施は、テスト主義や学習指導要領の押しつけになりはしないか。教育長が答弁していますけれども、学習指導要領をやっているかどうかと、こういうことの定着度合いを見ると、競争による強者、弱者、差別、そういうようなものにつながっていきはしないかと。行政は、さっきの話ではないですけれども、子供の視点に立っているいろいろなことをやろうということと一部矛盾するのではないかと。学習到達度調査の実施は、何を基準として到達なのか考えると、地域、子供の実態を無視し、画一的教育の押しつけにつながりますと、そういうような現場の受止めなのです。

そういうようなことも加味していけば、予算がついたから、これで実施すると。こういうことになるとすれば、これはやはり重大な問題を残してくるだろうと感ずるのです。今、現状ですから。だから、声を聞くとすれば、教育委員会サイドでの声だけではなくて、こういう現場、地域の声もやはり聞くべきだと私は思います。その見解はどうでしょう。

教育部長

まず、予算づけのお話、やはりこれは大切だと思います。貴重な予算をつけさせていただいておりますけれども、これはやはり教育委員会としても、まず、今回100万円ということが目立っているかもしれませんが、これは総事業費をやはり我々としては創意工夫する、すべて新規事業を膨らませていったらもうどんどん膨らんでいく、こんなことにはならない。こういった中で、やはりスクラップ・アンド・ビルドの精神を軸に、まず貴重な予算をつけさせていただきました。これが一つです。

それから、教育長から何度も今回のあおばとプランの必要性、そしてそういった中での位置づけの学習到達度調査、これはやらせていただく必要性、何度も話させていただきました。その一方、現実を見ますと、やはりいかに子供たちにとって、理解が不十分のまま、学年が進行している実態もあるわけです。そういった御指摘が、やはり数多くの保護者からこれまで私どもに寄せられている。ですから、そういった一方では保護者の思い、願い、そして期待というものが非常に込められておりますので、そういった観点も当然教育委員会としては着手しなくてはならない。そういった中で、今回3か年度のあおばとプランを組ませていただいた。ただし、これは本当の新たな事業構築ということではなくて、これまで単年度、単年度、学校推進のための基本方針だと。皆さんもごらんになっていただいていると思いますけれども、これはもう我々情報発信をしているわけです。そういった中で、これから今までどういう裏づけを持って学校教育それぞれの事業メニューをこなしていくのか、取り組んできたのか、本当にできるのか、そういったことが数々御指摘されている場面もあります。これに対してこたえるために、今回のあおばとプラン、要する知・徳・体、それからさまざまなさらに3点加えての6項目、これについて体系立てて、その体系別に事業メニュー化を盛り込ませていただいた。これは既存の事業は数多くあります。今回のような学習到達度調査、これは当然これから新たな学校教育を推進していかなければならないという観点に立っていますので、

そのための基礎データ、全市的なものが必要だと、こういう状況でございます。

佐々木(勝)委員

だから、私が聞いているのは、教育委員会サイドで考えて、一方通行であってはならないでしょうということを言っているのです。そのところの認識はどういうふうに受け止めていますかということを知りたいのです。教育委員会サイドでやらなければならないことは、前回も話は聞いている。それにおける、一方通行的でなくて、今度は逆にそのことによる現場の混乱が起きてはならないし、こういうものというのは十分な理解と協力を得てやっていくものでしょう。そこなのだよ。そのところをどう認識しているかと私は聞いているのです。

(教育)指導室長

委員からいろいろな懸念について御指摘をいただいているということについては、真しに受け止めていかなければならないものと考えてございますが、ただ、この学習到達度調査はよく出てきます学力テストと同一のものではございません。つまり昭和30年代から行われたものは、実は順番をつけるという形ではございました。例えば、100人いたら1番から100番までという形の中での、その中でその子供がどこの順位にあるかということから力を見ていこうという考え方でございました。今回、私どもがしようとしていますのは、いわゆる医療と教育というのは似ているところがございます。つまり医療において重要なことは診断をし、その診断に基づいて適切な治療をしていくということでございます。教育におきましても、当然それぞれの学校でも行っているところですが、一定程度の学校選択制も実施していない状況の中では、各学校間における指導をある程度そろえていくといえますか、レベルをアップしていくといえますか、そういうところが求められているところがございますから、そういう意味ではこの調査をその教師の指導の改善、特に今回の場合はこういう調査でございますから、どういうふうに分析するかというのは非常に重要でございます。そのことを通して、それぞれの学校でももちろんテストしていますから、そのテストにもいい影響を与えていこう。つまりそういう形で教師の指導の改善、ほかる期待できると思っております。そんな意味で、この調査の目的などについても、十分分析方法を含めて、教師へも啓発の資料等々を出しながら進めてまいりたいと思っております。

教育長

御心配されています説明不足とか、いろいろな意見を聞くというのは、これからもさらに深めていきたいと思っておりますし、現場に混乱を起こす、起こさないということではなくて、やはり私、皆さんも承知していると思っておりますが、教育は人づくりでありますので、大人のためでなくて、やはり子供のために、私たち大人が子供の実態をきちんと把握するという、そういう観点、そういう視点だけはぶれないで、そのことが小樽の子供たちの将来のためにも、私たちはもういなくなる立場でございますから、あくまでも小樽の子供たちのために、私は教育委員会として進めていきたいと考えてございますので、ぜひ皆さん御協力方をお願いしたいと思います。

佐々木(勝)委員

そういうことで考えていけば、今、子供のために何をしなければならないかということの優先度というのは、この学力テスト、私は言っていないのです。この到達度調査が、今、子供たちにとって最大の優先なのか。前回も出したけれども、教育環境の整備、条件整備、これがやはり今置かれた環境からすれば、子供にとって大事なことはないか、こういう優先度のところがちょっと曲がって、違うのではないかと申す述べて、終わります。

委員長

次に、共産党に移りますが、市長が入室されますので、それまでの間、少々お待ちください。

(市長入室)

共産党。

菊地委員

放課後児童クラブについて

私の方からは、放課後児童クラブについてお伺いします。昨年の第 4 回定例会で、特別支援教育について質問しました。さしせまった実現可能な支援策として、障害を持つ子供の放課後児童クラブの受入れの拡大についてお尋ねしたところ、拡大する方向で庁内検討を進めている旨、教育長から御答弁いただいたと思います。そういうふうには拡大するからには、予算措置上、人の手だてとか、そういうことで増えるのではないかと思ったのですが、今年度の予算を見たところ、予算が特別増額にもなっていないのですが、その現状についてお知らせいただければと思います。

（教育）生涯学習課長

教育部の予算に関しましては、来年度のものにつきましては、8,080万9,000円、今回、放課後児童クラブの関係で計上していますが、377万円、昨年比で減額をしております。この中に、障害児に対応する部分といたしましては、予算の中に指導員4人分、トータル的に約800万円ほど盛り込んでおりまして、これは昨年と比べましても若干増えているといった状況がございます。現在、4年生までを受け入れたいということで、試行を考えているところでございますけれども、この予算への反映ということにつきましては、現在、対象者を調べている中で、福祉部所管に送られるということが判明してございますし、教育部の所管では現在のところありません。そういうことがありまして、仮にもしあったとしても、この4人の枠の中で対応ができると考えてございます。

菊地委員

今、お答えの中で、福祉部の方に対象になる子供がいるということで、実は受入れを拡大していきたいということをお答えいただいていたのですけれども、何か試行でやらせていただきたいということと、公式には伺っていないのですけれども、そういうふうになった経過について、福祉部の方はいないのですけれども、全体総括、教育部の方でされていると思いますので、そここのところの見解をお伺いいたします。

（教育）生涯学習課長

4年生以上の受入れということで、なぜ試行にしたかというお尋ねでございますけれども、理由は大きく二つございます。一つは、3年生までの特殊学級の在籍児童というのが、これは昨年の4月から開始しているところでございます。小樽の実情といいますか、児童クラブは大部分が学校内余裕教室を使用しているというそういう関係から、障害児を受け入れるということについては、さまざまな制約というものがございまして、そういうことから、すべての障害児を受け入れるというのはなかなか困難なことではございまして、実際に要綱の中で身辺が自立しているとか、あるいはまた、集団生活が可能な児童というふうには、一定の条件をつけているわけではございますけれども、実際に昨年の4月から実施した中で、かなり重度の障害をお持ちの児童の入会の希望といったものがございました。市としても、いろいろな観点から検討した結果、やはり可能な限り重度の児童についても受け入れましょうというような方針をとったわけでございます。このために、障害児の症状とか、あるいはまた障害程度と、個々に異なりますし、学校自体にもそれぞれいろいろな状況がございます。そういった中で、実際に障害児一人一人に合った個別の対応というのが当然必要になってくるものですから、このあたり具体的な問題点というのを整理しながら、学校とも具体的に協議していく必要があると考えたわけでございます。

もう一点でございますけれども、4年生以上を入れるということになりましたら、当然体も大きいですし、動きも活発な子供もいるといったことがございます。そういった中で、同じ部屋で他の低学年の普通学級児童と一緒にやっていけるのかどうかといった問題があったわけでございます。現在、学校施設を使用しているといった道内他市の状況を見ましても、実態として4年生以上を受け入れているといったところはあまりないといいますが、少ないというふう聞いてございます。

そういったことから、一定期間こういったこの4年生以上を入れるといったものを実施状況を見ていく必要があ

るのかなと考えたわけでございます。これらのことから、障害児の受入れといったものをまだ開始して1年にならないといった中で、直ちに制度化すると、そして一律に4年生以上を受け入れるというのはなかなか難しいのかなというふうに考えまして、来年度は実際に希望がある中で、新4年生を試行的に入れましょうと。そして、これを1年間やってみて、19年度以降につきましては、この試行の結果といったものを見ながら4年生を制度化していく、あるいは5年、6年もといったことを考えてまいりたいと考えてございます。

菊地委員

今、かなり詳しい説明をいただきました。障害を持った子供の受入れ、そしてそれをさらに4年生以降の拡大ということでは、この小樽市は財政が厳しい中でも、全道に先駆けて実施していただいて、私は非常に先進的な取組というふうに評価するものなのですけれども、今説明いただきました1点目の学校との協議が引き続き必要だと、使っているところが学校の教室でもありますし、そういう意味ではきちんと合意をとりながら進めていかなければいけないという含みもあるのかというふうに思ったのですが、そういうとらえ方でいいのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

当然、学校施設も学校教育が中心の場でございますので、子どもがこういった放課後児童クラブを開設する場合は、その他の部分で学校の協力を得ながらでないと、この事業をやっていけないということもございまして、当然こういったところは具体的に学校側の協力を得ながら、相談しながらやっていく、できるかなというふうに考えてございます。

菊地委員

そうすると福祉の3人は試行でとりあえず進めますと。それで、学校は、今、希望者が具体的にはいない、対象になる子がいないということも、学校で始まらない要因だと思うのですが、年度途中で編入されてこられたとか、そういうことも含めて希望者が出てきたときには、どのように対応するのかなと思ったのですが、その辺についてはどのような話合いになっているのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

現在私どもは特殊学級在籍の方々については、その実態の把握をしてございます。放課後児童クラブにつきましては、当然その条件として保護者が働いていると、子供が家に帰っても見る人がいないといった条件がございまして、その条件に見合うかどうかという判断から、該当者というのはある程度わかってきております。

委員が御指摘の年度途中で障害児の方が入ってきたということにつきまして、当然対応していくと。その子に合った状況をいろいろ調べながら対応していくということになるかと思っています。

菊地委員

ぜひお願いしたいと思います。

それと、予算の中で嘱託報酬の額が少なくなっているのですが、このことについても説明していただけないでしょうか。

(教育)生涯学習課長

嘱託報酬の額が減っているということにつきましては、今回、全体的に経費節減を図ると。それからまた、定員枠を広げまして、拡大しまして、待機児童を絶対出さないと、そういった目的を持ちまして、関係組合と十分協議しながら進んできたわけでございますが、この放課後児童クラブの基準を見直していくといったことを、この1年ごとでやってきてございます。この中で、指導員の配置、この見直しをした結果、結果的に指導員数が少なくなりました、報酬が減額になるといった状況がございまして、金額で申しますと、昨年比で299万3,000円減額になります。

菊地委員

指導員の配置見直し、定員枠を広げて待機児を出さないということは、これは指導員1人当たりの子供の数が増えたということですか。

( 教育 ) 生涯学習課長

定員枠と申しますが、児童の 1 クラブ当たりの児童数を増やすことによりまして、入れる人数を拡大していくといったことでございます。

菊地委員

そういうところで、以前は希望者が多くて、本来なら 3 年生まで入れるところが 2 年生で足切りになっていたりという実態があったのですが、今はそういう実態はどうなっているでしょうか。

( 教育 ) 生涯学習課長

今、16 年以降ですけれども、待機児童が発生してございません。

菊地委員

わかりました。試行についてなのですが、人の手だてとか、それから場所の問題とか、そういうことをクリアしていけば、試行ではなく、制度として学年の拡大を続けていけるという、そういう見通しに向けた試行というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

教育部長

今、働く母親が相当増えておりまして、やはり私も放課後児童クラブの事業の必要性というものを十分感じているわけです。それで、今回、一部市民との三者の連携会議を持ちまして、これからの受入れ態勢については拡大の方向でまずやってみましょう。今回、先ほど課長から答弁しましたけれども、段階的に、まず目の前に 4 年生で要望のある保護者が来ていますので、そこをきちんとまずこの 1 年間やってみて、学校のスペースの状況もありますので、その受入れ態勢、それも見ながら全体的にこの 1 年間やってみて、さらに本格化すると、そういうような方向性でやっていきたいと、このように考えております。

北野委員

三位一体による小樽市への影響について

財政部に伺います。三位一体改革にかかわって詳しい資料をいただきました。平成16年度から18年度に、政府の地方財政削減によって、小樽市がどういう影響を受けたか、資料に沿って説明願います。

( 財政 ) 財政課長

本日提出した資料に沿って説明させていただきます。まず、この資料、上段が国の総額としてどう動くか、下段の方に小樽市の影響額ということで示しております。単位が違いますので御注意願いたいのですが、上段は単位は億円です。下段は100万円単位です。ただいま北野委員からは、小樽市の影響ということでございますので、下段の資料でいきますが、縦に 1 . 国庫補助交付金改革、 2 . 税源移譲等、 3 . 交付税改革、そういうふうになっておりまして、横に16年度、17年度、18年度の影響を書いております。16年度の影響額は、国庫補助交付金改革では3億5,200万円の国庫補助負担金が減って、税源移譲は所得譲与税で2億5,200万円になった。そして、交付税改革によって、これは15年度と比較ですが、13億3,600万円の減額があった。17年度は途中ですので抜きまして、18年度でトータルで申しますと、国庫補助交付金改革は、3年間の計として影響額の欄、12億4,500万円があった。税源移譲は、所得譲与税で10億100万円の税源移譲が所得譲与税でされた。交付税改革の欄は、普通交付税と臨時財政対策債合わせて、15年度に比べて22億1,500万円が減っている。トータル、損得という言い方はあれですけれども、小樽市にとっては24億5,900万円一般財源負担が増える形になったと、そういうことでございます。中身として、国庫補助交付金改革のところを見てほしいのですが、ほとんどが負担金というもの、また、ここに書いてあるものについては、小樽市がどうこうするというのか、任意的にこの事業はやりましょう、やりませんというような事業ではないということ、そこもつけ加えたいと思います。

北野委員

24億5,900万円も減らされたら、いくらやりくりをしようと思っても相当苦しいと、これは国の責任が非常に大きいと思うのです。この問題について、まず最初に、市長に伺いますけれども、第1期とも言える三位一体改革が一応終わって、この次もまた目指されているようだけれども、この第1期を終わって、これだけの一般財源が削減されたということについて、市長自身はどういう考えをお持ちですか。本会議ではいろいろと理由を述べられていますけれども、ポイントについてお答えください。

市長

一番大きいのは、地方交付税の改革でございまして、そもそもこの地方交付税の役割といいますか、地方の安定的な財源を確保する、そのために財源の保障をする、それから財源を調整するとか、こういう機能があるわけですが、その機能が少し失われてきているのではないかと、そこに少し問題があるのかなというような感じがしています。ただ、補助金の改革とも絡んでいますから、非常に難しい問題なのですけれども、本来のやはり交付税そのものの考え方がどうなのかなという、我々としては非常に疑問を感じているというふうに思っております。

北野委員

結局こうなるのも、資料にあるとおり、国がこの3年間で6兆7,671億円も地方に対する一般財源を削っているわけですから、三位一体といっても、この影響をもちに小樽はかぶっているということが言えると思うのです。

次に、平成12年11月策定の財政健全化計画の柱であった市民負担20億円、それから人件費抑制が20億円、合わせて40億円の財源を生み出せば、累積赤字はなくなるけれども再建団体転落は免れると、こういうことでした。計画期間は13年度から17年度までの5か年計画でした。財政健全化計画は、今申し述べました地方財政の大幅削減でとんざいたしましたけれども、そこで目指した市民負担と人件費削減はそのまま実行されてきました。18年度でその効果額は幾らとなったか、計画に沿って説明してください。

(財政)笠原主幹

財政健全化計画の効果額ということで、ただいまお話がありました市民負担で20億円、人件費削減の20億円の合計40億円という、こういう数値でございます。これにつきましては、平成15年11月に議会の方に提出しました16年度から18年度までの3か年の政策課題等の取組ということで、その効果について説明させていただきたいと思いません。

まず、内訳といたしまして、人件費の抑制、これにつきましては、先ほど述べましたけれども、目標額としましては20億円、これに対しまして16年度は決算で、17年度、18年度は予算ベースで申し上げますと、この3か年合計では17億8,000万円というふうになっています。内訳でいいますと、16年度は11億1,000万円、17年度は3億5,000万円、18年度予算は3億2,000万円ということになっております。

次、事務事業の見直しで、これで20億円ということなのですけれども、このうち歳出の削減、これにつきましては、目標額といたしましては15億円。これに対しまして、現在、18年度予算を編成した段階での効果額につきましては、3か年合計では29億3,000万円。内訳、各年度でいきますと、16年度は6億6,000万円、17年度は10億円、18年度は12億3,000万円、こういうような形になっております。

歳入増の取組につきましては、5億円という改善の目標でしたけれども、これにつきましては、3か年で約7億円に増えています。16年度は1億5,000万円、17年度は5億1,000万円、18年度は約4,000万円、こういう内訳になっています。

(「合計は」と呼ぶ者あり)

今申し上げました人件費の抑制、歳出の削減、歳入増の取組、これらを含めまして3か年の合計ですけれども、54億円ほどになっています。

北野委員

54億円、40億円新たな財源を生み出すとして、実際には54億円、14億円も上回っている。それで、今話を聞いていたら、政策課題、歳出の削減が目標が15億円だったのだけれども、約30億円だと、29億円余りですね。その中でも、予定より大きく削減できたというのは、各会計への繰出金だと思うのですよ。それで繰出金の効果すべてが市民への負担、職員の犠牲の結果だというふうには言いませんけれども、この中に含まれる人件費削減で幾らか。影響です。それから、職員の個人市民税の所得割の落ち込み、こういうのは計算をされていたのかどうか。

(財政)笠原主幹

繰出金の関係で、職員の人件費等の影響ということでございますけれども、先ほど言いました今回のこの見直しの中で、当初40億円、それが54億円という形になっておりまして、約14億円ほどの効果が大きくなっております。これは今、委員がおっしゃいました繰出金の部分が53億5,000万円ということで、このような部分にはなるのですが、この中では18年度で病院事業会計への繰出金の中で、職員の人件費等の部分をとっておりますので、その部分が人件費削減の部分からいくと影響が出ております。

北野委員

いや、私の言い方が悪かったかもわからないけれども、財政健全化計画に基づく当初人件費の抑制で20億円をねらったと。これが17億8,000万円くらいと。だから、このいわゆる職員の給与の減額による個人市民税がどれくらい落ち込んだかということ。それから、繰出金の方は今説明があったからいいです。

(財政)市民税課長

これは、特別徴収義務者は小樽市役所と小樽病院、第二病院を当初賦課による調定額の比較をしますと、平成16年度と15年度では約4,000万円ほどの税額の減収になってございます。それから、同じく当初賦課で17年度と16年度を比較すると、約1,600万円ほどの減収になっています。

北野委員

それで、3か年のトータルで見込みも含めて、いくら落ち込んだの。

(財政)市民税課長

18年度の部分は今申告なり、今、給与支払報告書などをとってやっていますので、同じ方向ではちょっと推定できないのですが、給与の減額のパーセンテージからいうと、推計すると17年度、16年度の比較と同じくらいというふうにして推計すると、約7,000万円くらいになるのかなというふうに思います。

(「7,000万円ね」と呼ぶ者あり)

はい。

北野委員

54億円の効果を生み出したにもかかわらず、小樽市の財政が立て直らないで、一層深刻になっていると。財政再建推進プランの実施計画で、新たに19年度から21年度までで、108億円の財源を生み出さなければならないと、こうなっていますけれども、54億円、14億円も予定をオーバーして財源を生み出したけれども、また108億円足りない。このままだったら、再建団体に転落だと。こうなった大きな理由は何ですか。

(財政)笠原主幹

その理由といたしましては、一つには、先ほど市長の方からもお話がありましたけれども、三位一体改革に伴う地方交付税の影響、また、人口減少等に伴う市税収入の減少など、そういうようなものが理由として考えられるというふうに思っています。

北野委員

もう一つの資料ですが、市税・普通交付税等の推移というのをいただきました。これで、資料の中で、例えば市税で言えば、平成9年度がここ最近の決算額では最高額になっています。それで、18年度の当初予算と比べて23億



円余り落ち込んでいるわけですが、こういう落ち込みにかかわって伺いたいのですが、個人、それから法人 1 人当たり、あるいは 1 事業所当たりの調定額、平成 9 年度幾らで、平成 18 年度の当初では幾らか、その差額は幾らかと  
いうことで、いかがですか。

( 財政 ) 市民税課長

市民税の欄で、平成 9 年度と平成 18 年度の差が個人、法人市民税を合わせて 25 億 1,000 万円ほどございますけれども、その内訳として、個人市民税が 19 億 5,000 万円で、法人市民税が 5 億 6,000 万円ぐらいになりますけれども、1 事業所当たりとか 1 個人は、今、資料としては平成 12 年度からの個人市民税なり、法人市民税を持っていますので、9 年度からわからないのですけれども、12 年度からでよろしいでしょうか。

北野委員

いやいや、それは、私は 9 年度から資料に基づいて聞いたのは、あなたが言っているのはこれでしょう。市税概要ね。

( 「はい」と呼ぶ者あり )

この 17 年度の方で、12 年度と 16 年度までの 1 人当たりあるいは 1 事業所当たりの調定額は出ているから、これはわかるのです。だから、わかることは聞かないから。それで、この資料をいただいた 9 年度との比較でどれぐらい落ち込んでいるかということ聞いたの。

財政部長

済みません、9 年度の分の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお話ししたいと思います。

北野委員

市税が 25 億円ぐらい落ち込んでいると。ところで、今年の当初予算、予算説明書によれば、個人市民税、市税の市民税の個人の方は、前年の当初予算と比べると 8,640 万円増額になっているのですよ。しかし、この中には、皆さんが心配されているいわゆる定率減税の縮減が、事実上の増税としてここに組み込まれていると思うのです。それで、この 18 年度の当初予算に組み込まれている新たな増税となった定率減税の縮減の分、個人市民税でいくら入りますか。

( 財政 ) 市民税課長

2 億 1,300 万円ほど。

北野委員

そうすると、2 億 1,300 万円が定率減税縮減による増税として含まれているから、8,640 万円と比べ、差引きすれば 1 億 2,260 万円減っているということになるのですね。そういう政策的な政府の増税によって、小樽市が 2 億 1,000 万円個人市民税が増えたと、こういうことになるわけですよ。だから、個人市民税が個人の課税客が増えたり、増額になって、前年度に比べて 8,640 万円増えたということではないということですね。これだけは間違いありませんね。

( 財政 ) 市民税課長

18 年度の増税の要素が、定率減税の縮減だけではございませんで、いろいろとありますけれども、総体的なことを言えば、増税の部分と減っている部分と合わせてありますので、そういうことが言えるのかなと思います。

北野委員

いろいろあると思うけれども、しかし、金額からいったら、定率減税の縮減による増税額というのが一番大きいわけでしょう。だから、それはわかりやすくした方がいいと思いますよ。これはあなたの責任ではないから、胸張って答えて。いろいろな要素、項目はあるけれども、そういうことが一緒になって一番大きいわけでしょう。

それで、資料のことで、後で答えるということですから、今までも職員や市民に犠牲をかぶせて 54 億円でも財政は立ち直らないと。個人市民税は減る一方だと。それから、景気が悪くなるから、法人についてもそうだ。何か

市民税課長は御不満なようだけれども、ちょっと考えていないことで質問しますけれども、個人市民税のことばかりでなくて、法人市民税で、小樽に本店のある事業所と支店・営業所、これは市税概要に載って区別されていますよね。それで、この3か年、15年度と比較して16年度から18年度、法人市民税のうち小樽に本店がある事業所、それから小樽以外に本店がある事業所、それぞれどれくらいの伸びかということをお答えください。

(財政)市民税課長

16年度、17年度の調定の比較で、今年の2月分までの比較をしますと、本店が105.77パーセント、それから支店が99.42パーセント、2月現在の調定額での比較ではそういうふうになっています。

北野委員

いや、3か年のトータルではどうなっていますか。そのいわゆる健全化計画の、今日まで5か年だけれども、16年度から18年度で言えばどうなりますか。

最近是小樽の本店がちょっといいというのは聞いています。

(財政)市民税課長

3か年の数字全体を詳細に把握しているわけではございませんけれども、18年度は載っていない。

(「いや、だから、17年度、18年度載っていないから聞いているのです」と呼ぶ者あり)

(財政)税務長

本店、支店別ということでお尋ねありましたけれども、18年度予算の編成に当たりまして、一応押さえた数字がございまして、それで16年度は調定件数で言いますと4億1,800万円ほど。

(「ほど、何。増えたの、減ったの」と呼ぶ者あり)

前年比ということで申し上げますと、16年度は本店では法人税割の伸び率が前年比111.5パーセント。支店法人は逆に89.5パーセントと。それから、17年度につきましては、本店法人税割が逆に下がりまして前年比80.4パーセント。それから、支店法人税割につきましては、99.9パーセント。18年度は、これはあくまでも予算ベースの見込みですけれども、本店法人税割につきましては、前年比見込みで110.9パーセント。それから、支店では96.1パーセントとなっております。

北野委員

個人市民税も、それから法人市民税も、結局本店を比べてもちょっと17年度は大幅に落ち込んでいると。今の話は、18年度は伸び率は10パーセントほどというふうに見込んでいるということですね。

財政再建推進プランによる影響について

そこで伺いますが、この財政再建推進プランによりますと108億円財源を生み出すうち、人件費の69億円と事業の見直しの32億円を合わせて、90パーセント以上がこの二つなのですよね。これについて若干伺いますが、まず、この財政再建推進プランそのものの中で、実施計画と一緒に配られた中で、詳しく3年間の事務事業の見直し、業務の簡素化、委託化による効果額が示されているわけなのですけれども、事業の見直し、その他、これによって市民利用者への影響はどのようになると考えておられますか。

(財政)笠原主幹

ただいまありました業務委託等のそういう部分には、市民の利用者の皆さんにどのような影響を与えるかということを考えていったときにですけれども、まず、単にその役割分担の見直し、そういうような中で業務委託の推進とか、指定管理者制度の導入とか、そういうようなことを実施計画の中でうたっております。その一つの視点としましては、これまで行政が行ってきたさまざまな業務がございまして、それが必ずしも施設費から住民が担っていく必要があるかどうか、そういう部分を検討しまして、ほかの財政効果と、また市民サービスが一定程度当然維持できるというものについては、業務委託等を進めていくということは可能ではないかと、そういうふうを考えています。また、業務の簡素化、私ども内部的ないろいろな取組というのも、当然この中に事務事業の見直しというこ

とで入っておりますけれども、それらが直ちに市民の皆さんへ影響を与えるかと、そういう部分も必ずしもすべてただちに与えられるものではないというふうには考えています。

北野委員

抽象的に言われても困る。あなたは統括の方だからそういうお答えなのだけれども、一つだけ聞きますけれども、図書館の分館、これを有償のボランティアに切り替えるということで、大変親しまれて慕われている人を、簡単に言えば首を切って、1,000円か2,000円でボランティアで手伝ってくれと、こういうことをこの間、関係町会に説明したのでしょうか。そのときに、関係町会からどういう反応がありましたか。

教育部品田次長

今の図書館の関係でございますけれども、町会の方からのお話でございますが、一応拘束時間の関係とか、それから施設的环境、言うなら冬場が寒すぎるという点、それからあと防犯関係での言うなれば複数配置はどうなのかと、こういうようなことでお話をございました。

北野委員

それは、町会に出ていた次長というのはあなただね。私は、三つの関係町会の方に聞きました。そうしたら、今の慕われている人を引き続き置いておくのだったら、無償でもボランティアで協力すると。その人を引き揚げるのなら協力できないと、こういうことを教育委員会に申し上げたと言うのだけれども、その話は聞いていないか。

教育部品田次長

一応18年度に向けましては、当初考えているとおりスタートさせたいということで、今のお話の部分では、私どもとしてはちょっと聞いていない状況でございます。

北野委員

それ、教育委員会の方に伝えたというふうに私は聞いているのですよ。関係町会三つのお話ですよ。だから、私はいわゆる事務事業の見直しを行って財政効果を生み出すということが、市民や利用者にとってどういう影響を与えるかということについて、担当の方は数字だけいじっているからわからないから、現場の方はいかがですかということで、一つだけ例を出して、図書館の分館の有償ボランティアについて聞いたのです。そうしたら、あなた方は町会の反応については、ただやらせてくださいということはあなた方は言ったかもしれない。それについて協力できないという反応があったということを議会で説明しないのはちょっと納得がいかないから、もう一度関係町会とよく聞いて、そしてしかるべきときに報告できるようにしておいてください。これは要望だけしておきます。

それから、市長に伺いますけれども、実施計画で108億円という19年度から21年度までの3か年、大変な財源を生み出すことになるわけです。健全化計画の40億円とはわけが違う。倍以上のお金を用意しなければならないと。これ、職員と市民、関係者に変な負担をかぶせることになると思うのですけれども、そういう影響を受ける市民や関係者の方々の生の声とか、いろいろな不満とか要望とか、こういう生きたものをあわせて検討しないと、財政が苦しいからこういうふうにしますというのは、それは一方の側の話です。しかし、いくら必要性を説いても、影響を受ける団体の側が、あるいは市民の側が、どういう影響を受けているのかということを経理としてはどういうふうにとらえようとしていますか。

市長

今回の財政再建推進プランの実施計画で、確かに職員の人件費の部分はかなり大きい部分を占めてはいますが、その他市民の皆さんに与える影響の部分につきましては、歳入の増の部分で、使用料の関係が3か年で3億円というふうに行くものですから、それは21年度で改定するかどうかの見直しをしようということです。ですから、影響は極力少なくしたと私どもは思っています。

それで、一つお話を申し上げたいのですけれども、これは道新にも出たのですけれども、先般老人クラブ等の市長と語る会がありまして、あるお年寄りから話がありまして、市民はもうみんな痛みを覚悟していると。市長は自

信を持って財政を立て直せと。市長は市民にあまりにも気を使いすぎているのではないかと。財政危機なのだからきちんと推し進めればと、そういう強い激励の言葉ももらいまして、やはり広報でいろいろお話ししていますので、そういった部分でかなり市民の方々も市に協力しようという機運が相当高まっているのかなという感じがしています。

北野委員

そういう都合のいい話ばかり言わないで、影響を受ける、市長にとっては、極めて都合のいい話だよ。応援団だもの。

市長

お願いしますと言ったわけではないですよ。

北野委員

だから、そういう話だけをとらえてすると、皆さんが全部市長のそういうのに協力しているかのような錯覚に陥るから、これはやはり客観的に状況を見て、進めていただきたいし、影響を受ける市民やその他の方々の影響をやはり生の声あるいはそういう実情をよく聞いてやらないと、この間の障害者自立支援法の 2 億円の話でないけれども、あれのやりとりを聞いていた人は小樽の市長とは冷たい人だねと、こうなるのです。障害者の人の生きる道を断たれるわけだから、これに手を打たないのはおかしいのではないかという声ももう既に出ているのです。その人に私は市長への手紙という制度があるから、市長にちゃんと出ささいと言っておきましたから。そういう声もあるということは承知して、都合のいいことだけ

（「お互いに」と呼ぶ者あり）

お互いにはないよ。私は両方から話を聞きながらやりますけれども、それは市長、きちんとやらないとだめです、判断を間違えますから。

というのは、これは質問でも何でもなければ、それは人件費を削る、それから不祥事もあって新年会は中止したと、自粛しようと。そうしたら、あるホテルでは大きな新年会が四つも中止になって、私に文句を言ってきた。そんなの市長に言えと私が言ったぐらいですけども、そういう影響が出ているのです。ところが一方では、市内で新年会ができないから、手稲でやったということがあるわけですからね。だから、自粛しろ、自粛しろと言ったって、やはり何の効果もないということは、そういう話もうわさになって私たちの下に届いているということだけ紹介しておきます。

質問に戻ります。それで、各企業会計あるいは特別会計への繰出しがさらに縮小されるということになっていまして、病院事業会計についてまず伺いますが、実施計画への影響が現在の小樽病院の医師の定員割れと、それから新年度の医師確保の見通し、これと 3.16 パーセントの診療報酬の大幅な引下げ、これが実施計画へ与える影響、特に小樽病院への繰入れを少なくするというに直接響く問題ですから、これについてはどのように財政部として計算していますか。

（ 財政 ） 笠原主幹

今回の実施計画策定に当たって、各企業会計への今後 21 年度までの収支試算というものをしてもらっておりますけれども、その中では、今おっしゃいました小樽病院の医師の定員割れ、それと新規の医師確保の見通し、こういう部分につきましては、基本的に病院サイドでは一定程度の医師の確保の努力をしていると、そのような部分がありますので、そこについてはこの数値上は今、そのまま置いてあります。

ただ、もう一点の方の診療報酬の引下げ、ここの部分については、収支の中で診療報酬が引き下げられるということで当然収入が落ちているということでは、病院事業会計の中では見込んでおります。

北野委員

だから、医師の確保できない穴があいた診療科目で、昨年度を考えると億単位の減収になるわけでしょう。だか

ら、診療報酬の引下げも当然収支に見込んでいるというお話ですから、病院事業会計に期待する繰出金の減というのがどれくらいの影響を受けるかということは試算されていないのかというのが質問なのです。

（財政）財政課長

診療報酬の改定については、3パーセントで見れば、大体あそこの病院の収益は90億円程度になっておりますから、2億5,000万円から3億円の間で下がるだろうと。これについては、もう既に18年度予算をそういうふうに見ていますから、18年度から21年度まで診療報酬の減の分は見えております。ただ、医師の確保とか、そういう分については、今の18年度の予算が減った形で21年度までシミュレーションしなければならない。これは、それ以上の医師が減るとか、そういうことは我々が交付税を今後どういうふうに見るか、自分たちでコントロールできない部分もある意味ありますから、そういう部分は考慮しないでつくっていく。結果として、病院の収支がさらに悪くなれば、ここで出す効果は別な要素として一般会計の繰出金に影響を与える、こういうふうを考えます。

北野委員

だから、それを心配するから、計画をやっつけていこうとすれば、小樽病院の医師も途中で退職でもって手術や何かできなくなって、億単位の減収になったわけでしょう。聞いている範囲では、小児科の医師がこの4月から3名医局に戻るとか、別な病院に行くということで、その影響で出産ができなくなると。産婦人科は外来はあるけれども、入院というか、出産もできなくなる。こういうふうになる影響というのは現実的なのです。それが穴埋めがまだ今の瞬間できていないわけですから。だから、そういうわかっていることも目をつぶって、定員のままでいったらというふうに計画を立てるとするのは、果たして現実的なのかということなのです。

財政部長

今、財政課長が申しあげましたように、確かに委員のおっしゃるような想定もあるでしょうけれども、逆にすると切りがないといえますか。

（「いやいや、そんなことない」と呼ぶ者あり）

私どもの方の。

（「何でもかんでもと言っていないのだよ」と呼ぶ者あり）

実施計画についても、基本的には前提条件として、18年度で見た収支でそのままというふうに考えておりますから、ですから病院についても当然そういうような形でやってもらう。ただ、その中で、経営努力の面、あるいは人件費についても、こちらと同じような形で人勤の部分プラス独自削減分というような形での見込みを立てるとか、そういう中でもって今やっておりますので、これが進行する段階で、また大幅な見直しが必要だということになれば、この一般会計を含めたその収支の見直しというのは当然出てくると考えおります。

北野委員

だから、私の心配の方が現実的でしょう。そういう心配があるわけだから。つい直近も医師が途中で退職して大変な打撃を受けたわけですから。だから、そういうことを心配して、そういうのを考慮して計画を立てていかないとうまくないということを申し上げているのです。それから、次、二つだけ申し上げます。

水道事業で、浄水場の管理・運営は重要な位置を占めているのは言うまでもありませんが、これを民間に委託して心配はないのかと。災害時の水道水の確保はちゃんと担保されるのかということと、二つ目、産業廃棄物処分場のことですが、計画にも書いているけれども、公共事業の減少とか、建設リサイクル法の施行で、今後の営業収益は減少が見込まれると、既に懸念を表明しているのです。集中期間の収支の見直しについて、これらについて、心配についてお答えをいただきたい。

なお、産業廃棄物処分場については、民間委託を今後とも効率的にして維持・管理に努めるとありますが、その内容と効果額について説明してください。

( 財政 ) 笠原主幹

まず、一つ目の水道事業の関係でございますけれども、水道事業につきましては、今回の計画の中で浄水場の業務委託ということで書いています。ただ、ここの部分も今、将来的にどうなるかという議論は、まだ最終的な部分までの議論という形ではございませんけれども、この中では日中とか、夜間の部分とか、そういうふうに段階的に委託を進めていくというのを基本で考えておりますので、当然水道本来のこういう災害時の水道水の確保というのは、委員が心配されている部分というのは当然考慮した中で委託を進めていくと考えております。

2点目の産業廃棄物処分場、処分事業の関係ですけれども、実施計画に書いてあるとおり、一昨年ほどのそういう公共事業等の関係で、搬入量が減ってきているというのが事実でございます。引き続き、そういう公共事業が圧縮されていきますから、今後、収益自体は減少というのが見込まれるというのはここに書いたとおりでございます。ただ、その収支の見通しということですが、当然その搬入される量が落ちてきて収益が上がらない、そうなりますと、こういう2点目にありました民間委託の部分、そういう中で今やっている委託の範囲の見直しとか、そういう部分も進めていった中で、企業会計としての収支を図っていくというものであると考えております。

北野委員

地方への税源移譲について

財政問題の最後に、市長に伺いますけれども、地方六団体の第2期の補助負担金にかわる税源移譲について、地方六団体では消費税を含めた基幹税により、税源移譲を積極的に進める必要があるということをお泉首相に提出している。これは、市長も知ってのとおりですね。これはちょっと非常に重大な提起なのです。今、1パーセントが地方に来ていると。これを3パーセントにすれば、5兆円確保できると。財源としては魅力ですし、それからほかの税と違って、消費税というのは浮き沈みがあまりないし、各地方にあまねく公平に行き渡るといいますから、目をつけるのは目をつけやすいかもしれないけれども、財務省はそういう文書が出た途端、地方六団体を応援団にして消費税の引上げを行って、政府としては、仮に、今、地方に渡している1パーセントを何パーセントにするかわからないけれども、その分を値上げ、増税すると、率を改定するというのをねらっているのです。こういう非常に地方六団体が財源を確保するという、そういう切実なところから、消費税を含む基幹税に目をつけたと思うのです。これをそのままこの方針どおりやれば、これはもう財務省のわなに地方六団体がはまってしまいます。私はこのことを指摘するのは、消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げられた以降、あのときは特別減税の廃止もありましたけれども、あれ以来、不況がずっと続いて日本経済が立ち直っていないのです。これ以上消費税率を引き上げたら、これは地方の財源を確保するといったって、これは主人公である国民の側、住民の側が枯渇してしまって、自主財源の減に直接つながることは間違いないと思うのです。この辺を市長自身の仕事として、全道市長会なり全国市長会なりで、こういうことについてやはりうまくないということを出していきというつもりはありませんか。

市長

今、地方六団体で国に対しての要望事項、これはそこに書いてありますけれども、国と地方の歳出・支出の比率と租税収入の配分比率に大きな乖離があるから、何とかこの税源移譲をする場合には、税源移譲は地方六団体は8兆円を求めていますから、8兆円にするためにはやはり基幹税でなければだめですと。当初、たばこ税とか何かいろいろ話がありましたね。たばこ税ではそんな額になりませんから、これは消費税の増税とは言っていませんけれども、たぶん現状の消費税を含めた基幹税にしていこうという話だと思っておりますので、いずれその消費税の問題というのはここで議論してもしょうがないのですけれども、国の方としては今いろいろ小泉総理の後の次期総理がやるかやらないかという話をしていますけれども、私としてはこの問題についてその場で意見を申し上げるというつもりはありませんし、これは全国市長会の全員で決定したものですから、私だけ意見を述べるということにはならないと思っております。

北野委員

そういうとき、これは市長も先を考えて意見を出していいのではないですか、それは。単独で市長が政府に意見を申し上げるといのはいかがかと思えますから、その点は要望しておきます。

今後の適正配置の進め方について

あと教育委員会にだけ尋ねて終わります。

まず最初に、市長がおられますからお伺いしますが、適正配置計画(案)が白紙撤回になった後、これからの学校の適正配置の進め方について、教育委員会に何か注文つけていることはありますか。

市長

いや、教育委員会の方で検討会議をつくるという話ですから、それはそれで話を聞いていますので、ぜひ進めてほしいと思っています。

北野委員

いや、市長側から進んで何かということ。

市長

いや、特にございません。

北野委員

それでは、教育委員会に伺いますが、今後の適正配置に関連して、教育委員会で昨年の9月以降、どういう議論をされてきましたか。

(教育)山村主幹

学校の適正配置、学校の規模配置のあり方について、今後の検討の進め方でございますけれども、教育委員会では事務局の方で、今このいわゆる学校の適正配置ということにつきましては、全国的にいろいろ検討がされていると。北海道的にも、例えば札幌市とか、あるいは中核都市であるところの旭川市、函館市、そういったところでも進めているというようなことでございます。その辺のところの情報あるいは進め方について、資料などを収集して検討・研究してきたところであります。その具体として、今年になりましてから、1月、2月、教育委員会会議で、その資料などを事務局の方で示して、小樽市にどのようなやり方が適しているのか、そういうようなことで教育委員会会議で協議を続けていただいております。それ、まだ協議途中でございまして、年度末、3月の、また今月も教育委員会会議がございまして、そこで一定の方向を固めていただきたいと思いますと考えてございます。

北野委員

9月に撤回されたとき、そういう反省から、今度は市民とか議会とか関係者の意見を十分聞いて対応していくという決意表明あったのです。ところが、それ以降、学校適正配置等調査特別委員会が一回も招集になっていないのです。しかし、教育委員会の定例会の議事録、臨時会も含めて見たけれども、いわゆる「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」、「在り方検討委員会」と呼ばせていただきますけれども、これにかかわっては昨年の11月と今年の1月の定例会しか協議はしていないのです。しかも、その中からあなたが言ったようなことがどういふふうに展開されているのか、記録はあまりにも簡単すぎて見えてこないのです。ところで、2月の教育委員会はもう終わっていますが、議事録はまだできていないということですが、議事録全体でなくて、「在り方検討委員会」のことにかかわって、どういうことが審議され、何が確認されましたか。詳しく言ってください。

(教育)山村主幹

教育委員会会議でいろいろと議論をしている内容、特に2月の教育委員会会議でそれぞれ委員の中で論議された点について、かいつまんで話をしていきたいと思えます。これについては、教育委員会会議、公開でございますので、傍聴されている方も1月にはいたということでございます。

何点がございまして。検討委員会では、毎回テーマを決めて審議をしてもらおうと。ほか、事務局では事前にたたき

台的なものを提出しない。それから、幅広く意見が交わせるように慎重に検討委員の人選を進めていく。それから、小中学校の検討は同時に進めていく。それから、ともすれば行政指導に偏りがちだったという指摘もございました。そういうことから、全市的な規模配置のあり方をお願いするというので、まず、この検討委員会では議会に対しても説明できる、そういったものをつくっていかう。それから、少子化ということから、時期を一斉に実施するのが望ましいのではあるが、地域性あるいは学校施設面からは、数次にわたる実施となるのではないか。それから、計画策定に当たっては、その日程、手順について慎重に進めていかなければならない。以上のようなことが大まかに協議をされているところでございます。

北野委員

ちょっとあまりにも簡単すぎて肝心なところが見えてこないのですけれども、私が聞いている範囲は、あなたが教育委員会で、20年度に計画の最終決定することを含めた日程の素案というのをを出してしまっていて、それが各教育委員の人からその素案についてはいいと、あとは中身がどうだとか、そういう議論があったというふうに聞くのです。だから、そういう日程を平成20年度という具体的な期限を区切った話ももう我々の耳に入ってきているわけです。だから、こういうのをどうして議会の方にちゃんと提出してくれないのかということなのです。だから、この素案、日程に限っての素案だと思いますけれども、これについてはぜひ提出していただきたいと思います。

それから、教育部長に伺いますけれども、2月の教育委員会で、あなたはいろいろ最後のまとめの発言で、教育長でないですよ、教育部長ですよ。あなたは、まとめて市長部局の意見も聞きながらと言って、何か説明したというわけです。それで、私はさっき市長に、何か注文をつけて、私に相談せよということを書いていたら、教育部長が市長の方と相談しているということを書いたのかなと思ったのです。これは、何を市長の方に、いつも口を開けば市長は関係ない、関係ないと言っているのに、何で市長部局の方と、具体的項目で何を相談するのですか。

教育部長

今、今後の適正配置の検討に当たりましては、前回お示したような組み立て方ではなくて、やはり学校施設全般的なこともありまして、こういった観点から関係部とも当然協議していく必要があるという観点に立ちまして、そういう相談をしよう。

(「抽象的でわからないな」と呼ぶ者あり)

特段市長から、まだまだ私の方は素案の段階ですから、まだ最終案という形になっておりませんので、そして、さらに申し上げますと、今月の教育委員会定例会で、最終的にやはりオーソライズしていきたいという今考えを持っているところです。

北野委員

この本議会の一般質問の我が党の菊地葉子議員の質問に対して、教育長はこの検討委員会、いわゆる広く市民から意見を聞くということで、正式名称かどうかわかりませんが、この審議会のようなもののメンバーについてまでいろいろ述べているのです。しかし、山村主幹の話を知ったら、そういうことを教育委員会で確認したことは一回もないですよ。だから、本会議で教育委員会に諮ってもいない構想を、教育長が答弁するということはどうなのですか。そして、自分の今述べたことを3月の教育委員会に諮るのですよ。いろいろ議会から注文つけられて意見のあるところだということは、承知していると思うのです。にもかかわらず、教育委員会に諮らないで、自分の意見をそのまま押しきるといふ話というのはおかしいのではないですか。

教育長

記録を見ていただければわかるのですが、文末は予定ですということで、まだ委員会で最終的に決定していないものですから、私は予定ですと、これにも書いてございますし。

(「いやいや、知っていますよ」と呼ぶ者あり)

ですから、こういうふうになりますではなくて、あくまでも予定ですということで、仮定で述べたところでござ



いますので。

北野委員

けれども、菊地議員の要望は否定したでしょう、あなた。だから、委員長、これでやめますけれども、こういうように、あなた方は学校適正配置等調査特別委員会を開けば、私どもからいろいろ言われるから嫌かもわからないけれども、議会はチェック機構なのだから、教育委員会で重大なことを進めようというとき、どうして議会に相談しないのですか。学校適正配置等調査特別委員長の佐々木勝利さんがおられるけれども、佐々木勝利委員長のところへ行ったら、開く必要ないと、佐々木勝利委員長が却下して開かないのですか、それともあなた方が委員長のところに相談に行っていないのですか。どっちですか。

教育部長

先ほど申しましたように、現段階で素案という状況でございます。3月、今月末までに教育委員会の中で最終的にまとめ上げていきたいという形に今なっているわけです。それで、今、学校適正配置等調査特別委員会のお話が出ましたけれども、これから私どもは新たな考え方に立ちまして進めていくということになりますので、やはり新年度に入ってから時期になるのかもしれませんが、必要であればある程度早い時期に調整していただいて、やはり開催をしていくことをお願いしていく、こんなふうに今考えているところです。

北野委員

先ほどあなた方の答弁の中でも言ったし、私も言いましたけれども、その素案なるものを資料として出してください。理事会で協議していく。いや、今でなくていいです。明日でいいです。

( 発言する者あり )

いや、議会が出せと言ったら出さなければならないよ。

委員長

共産党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。